新規上場申請のための有価証券報告書

（Ｉの部）

ベイシス株式会社

目次

頁

表紙
第一部　企業情報 …… 1
第１　企業の概況 …… 1
１．主要な経営指標等の推移 …… 1
２．沿革 …… 3
３．事業の内容 …… 5
４．関係会社の状況 …… 8
５．従業員の状況 …… 8
第２　事業の状況 …… 9
１．経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 9
２．事業等のリスク …… 14
３．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 17
４．経営上の重要な契約等 …… 22
５．研究開発活動 …… 22
第３　設備の状況 …… 23
１．設備投資等の概要 …… 23
２．主要な設備の状況 …… 23
３．設備の新設、除却等の計画 …… 24
第４　提出会社の状況 …… 25
１．株式等の状況 …… 25
２．自己株式の取得等の状況 …… 28
３．配当政策 …… 28
４．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 29
第５　経理の状況 …… 38
１．財務諸表等 …… 39
(1) 財務諸表 …… 39
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 73
(3) その他 …… 75
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 76
第７　提出会社の参考情報 …… 77
１．提出会社の親会社等の情報 …… 77
２．その他の参考情報 …… 77
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 78
第三部　特別情報 …… 79
第１　連動子会社の最近の財務諸表 …… 79
第四部　株式公開情報 …… 80
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 80
第２　第三者割当等の概況 …… 81
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 81
２．取得者の概況 …… 83
３．取得者の株式等の移動状況 …… 84
第３　株主の状況 …… 85
［監査報告書］

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　　山道　裕己　殿
【提出日】	2021年５月21日
【会社名】	ベイシス株式会社
【英訳名】	Basis Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　吉村　公孝
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川一丁目９番２号
【電話番号】	03-5769-2141（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　　高野　竜介
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川一丁目９番２号
【電話番号】	03-5769-2141（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　　高野　竜介

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2016年６月	2017年６月	2018年６月	2019年６月	2020年６月
売上高	（千円）	1,413,361	1,666,405	3,004,664	3,092,659	3,263,020
経常利益	（千円）	74,295	69,940	153,764	101,438	117,606
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	25,414	△22,339	211,266	61,616	69,983
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	93,470	93,470	93,470	93,470	93,470
発行済株式総数	（株）	31,242	31,242	31,242	31,242	31,242
純資産額	（千円）	310,385	288,046	499,312	560,928	630,912
総資産額	（千円）	1,482,471	1,277,664	1,898,569	1,593,656	1,696,135
１株当たり純資産額	（円）	9,934.88	9,219.84	15,982.09	359.09	403.89
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	813.48	△715.04	6,762.25	39.44	44.80
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	20.9	22.5	26.3	35.2	37.2
自己資本利益率	（％）	8.2	－	42.3	11.6	11.7
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	420,037	206,037
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	10,953	△35,055
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△260,000	△60,000
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	653,044	764,026
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	196 (10)	191 (9)	260 (9)	286 (8)	303 (6)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益の記載をしておりません。
４．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また第17期については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
６．当社は、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
７．第17期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
８．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

９．当社は、第16期、第17期及び第18期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

10. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

11. 第17期の当期純損失は、子会社であったベイシスイノベーション株式会社の業績悪化により子会社株式評価損等を計上したことによるものであります。

12. 当社は、2017年10月１日付で、連結子会社であったベイシスエンジニアリング株式会社及びベイシスソリューション株式会社を吸収合併しており、第18期における経営指標等は以前と比較して大幅に変動しております。

13. 第19期及び第20期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、仰星監査法人の監査を受けております。
なお、第16期、第17期及び第18期については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、仰星監査法人の監査を受けておりません。

14. 当社は、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（2012年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第16期、第17期及び第18期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2016年６月	2017年６月	2018年６月	2019年６月	2020年６月
１株当たり純資産額	（円）	198.70	184.40	319.64	359.09	403.89
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	（円）	16.27	△14.30	135.25	39.44	44.80
潜在株式調整後１株当たり 当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

２【沿革】

当社の前身である有限会社サイバーコネクションは、当社の代表取締役社長吉村公孝が、2000年７月、広島県広島市安佐南区に、移動体通信（携帯電話）分野における電波環境最適化支援（電波調査や基地局の整備など）を提供し「情報通信インフラ」という社会的基盤を創り・支える事を目的とする会社として設立いたしました。その後、2005年に株式会社サイバーコネクションに組織変更し、2011年から2013年にかけて情報通信インフラ事業の多角化を目指し、4つの子会社（株式会社サイバーコネクションエンジニアリング、株式会社CCソリューション、株式会社CCアドバンス、ベイシスエナジーシステム株式会社）を設立しました。

2014年には株式会社サイバーコネクションをベイシスホールディングス株式会社に商号変更し、子会社を傘下に収めるホールディングカンパニー制を導入したうえで子会社の商号も「ベイシスブランド」に統合しましたが、事業の選択と集中及び管理体制の見直しを目的とし、2017年６月及び10月に組織再編を行い、現在のベイシス株式会社となりました。

有限会社サイバーコネクション設立以降、本書提出日現在までの主な変遷は次のとおりであります。

年　月	沿　革
2000年７月	資本金3,000千円にて広島県広島市安佐南区に有限会社サイバーコネクションを設立
	インフラエンジニアリング事業モバイルエンジニアリングサービスを開始
2002年１月	本社を広島県広島市中区に移転
2005年９月	資本金を10,000千円に増資し、株式会社サイバーコネクションに組織変更
2006年１月	一般労働者派遣事業認可を取得
2006年４月	本社を東京都品川区に移転し、広島本社を支店に変更
2006年10月	有料職業紹介事業認可を取得
2006年10月	宮城県仙台市に仙台支店を設立
2006年11月	福岡県福岡市に福岡支店を設立
2007年３月	大阪府大阪市に大阪支店を設立
2007年７月	北海道札幌市に札幌支店を設立
2009年１月	登録点検事業者登録
2009年２月	一般建設業許可（電気通信工事業）を取得
2009年７月	資本金を15,000千円に増資
2009年12月	ISMS認証取得
2011年11月	株式会社サイバーコネクションエンジニアリングを設立
2012年３月	資本金を50,000千円に増資
2012年８月	株式会社CCソリューションを設立
2012年８月	株式会社CCアドバンスを設立
2013年７月	ベイシスエナジーシステム株式会社を設立
2014年２月	株式会社サイバーコネクションをベイシスホールディングス株式会社に商号変更
	株式会社サイバーコネクションエンジニアリングをベイシスエンジニアリング株式会社へ商号変更
	株式会社CCソリューションをベイシスソリューション株式会社へ商号変更
	株式会社CCアドバンスをベイシスアドバンス株式会社へ商号変更
	ベイシスエナジーシステム株式会社をベイシスイノベーション株式会社へ商号変更
2014年５月	資本金を88,500千円に増資
2014年６月	資本金を93,470千円に増資
2015年４月	インフラエンジニアリング事業をインフラテック事業へ拡大
	IoTインフラ・ネットワーク構築・運用保守などIoTエンジニアリングサービスを開始
2017年６月	ベイシスアドバンス株式会社をベイシスエンジニアリング株式会社へ吸収合併
	ベイシスイノベーション株式会社をベイシスソリューション株式会社へ吸収合併
2017年10月	ベイシスエンジニアリング株式会社とベイシスソリューション株式会社をベイシスホールディングス株式会社へ吸収合併し、同日にベイシス株式会社に商号変更
2018年７月	RPAツール販売を開始
2019年７月	ドローンを活用した設備点検サービスの開始

（当社の組織再編スキーム）

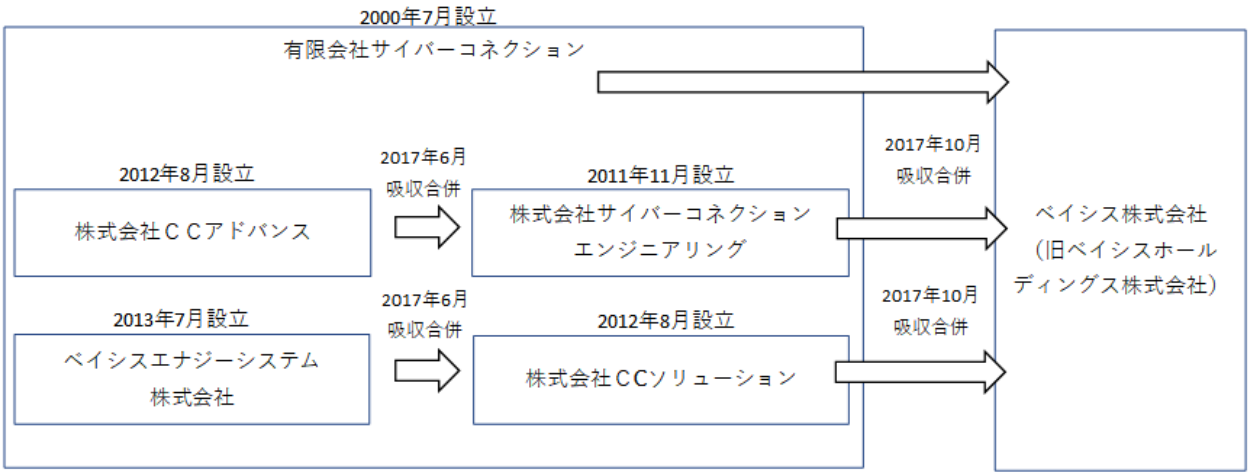

３【事業の内容】

当社はインフラテック事業（インフラ（infrastructure）とテクノロジー（Technology）をかけ合わせた造語となります。インフラ業界において「通信インフラ構築におけるノウハウ・スキル」に「最新テクノロジー」をかけ合わせたサービスと位置づけております。）を展開しており、通信・電力・ガス等のインフラ事業者に対し、通信インフラの設計・施工・運用・保守サービス及び各種プロジェクト支援等のサービスを提供しています。

当社サービスの特徴は、自社システムであるBLAS（※１）に加え、RPA、AIなどのテクノロジーを利活用することで、現場管理や現場作業・プロジェクト管理等のIT化を推進しているところにあります。

また、当社は国内各地域に営業拠点を設置するとともに、施工等を担う協力会社を擁し、日本全国にサービス提供可能な基盤を有しております。

当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、主たるサービス内容は以下のとおりであり、祖業であるモバイルエンジニアリングサービスを経営基盤としながら、近年は新たな成長分野としてIoTエンジニアリングサービスの提供を開始しております。

（１）モバイルエンジニアリングサービス（携帯電話のインフラ・ネットワーク構築・運用保守）

当社は携帯電話基地局の施工案件など請負による現地でのフィールド業務対応のほか、通信事業者等に対してエンジニアを常駐させ、通信インフラの構築、運用、監視等に係る一連の作業を担っております。主要顧客は通信事業者となります。

また、モバイルエンジニアリングサービスの中で当社が主たる領域としていますのは客先常駐型のプロジェクト支援業務であり、通信機器が設置されたあとに電波環境の最適化をするためのインテグレーション業務の他、定常的な運用監視・保守に係る業務により通信ネットワークが正常に稼働しているか監視し、異常を検知すれば速やかに遠隔、ないしは現場作業にて対応しております。詳細な内容は以下のとおりとなります。

①　エリア設計・置局・施工

携帯電話やWi-Fiなどの電波を発射する基地局工事に関わる品質管理、工期管理、免許申請、部材管理、無線ネットワーク解析、エリア検討業務等を受託し、通信インフラを構築する支援業務を行っています。業務遂行はもちろんのこと、当社はRPAやその他独自開発ツールを用いて、エラー発生時の自動検出、データベースの自動更新、データ照合の自動化などを行いヒューマンエラーの低減による業務改善や業務効率化を図っております。

また、基地局等の施工においては全国20万箇所以上（2021年４月末累計実績）のキャリアWi-Fi構築実績があります。

②　インテグレーション

電波発射作業、正常性確認、無線機のソフトウェアアップグレード、工程管理等を受託しております。具体的には、基地局に対して遠隔よりデータ投入・設定をするなどして基地局が携帯電話の電波を発射ができるように対応する業務となりますが、これまで全国で行ってきた通信キャリアを問わない様々な無線機への対応ノウハウをはじめ、各種ツールの開発、運用による作業の標準化や効率化を図り、オペレーションコストを削減するのみならず作業ミスの防止につなげることで作業品質を向上しております。

③　運用監視・保守

通信障害発生時の検知、障害対応、原因調査、現地対応管理等を受託しております。本分野におきましては、当社自拠点の工事部門と連携し、障害発生時の現場対応までを迅速に行うことが可能となっております。

上記のサービスは特定の通信事業者に限ること無く提供することができるのと同時に様々な主要通信方式（４Ｇ、５Ｇ、WiFi、WiMAX、AXGP、LoRA等）にも対応することが可能となります。

客先常駐型のプロジェクトは準委任契約となり、プロジェクト自体が数年続くこともあるため、１ヶ月～３ヶ月契約を継続的に更新するストック型のビジネスとなります。請負系案件は業務請負契約となり、基地局工事などが完工した際に売上計上されるフロー型のビジネスとなります。

また、全国の主要な都市（札幌、仙台、東京、大阪、広島、福岡）に設けた事業拠点にエンジニアを配置し、加えて全国各地の協力会社ネットワーク「ベイシスパートナーズ（※２）」を構築しており、日本全国を対象としたサービス展開が行える体制となっています。そのため、全国型の大規模案件の対応も可能となります。

（２）IoTエンジニアリングサービス（IoTインフラ・ネットワーク構築・運用保守）

電力、ガス等の生活インフラ提供事業者や鉄道、駐車場、小売等のIoTインフラを構築する事業者向けにIoT機器の設置、交換、運用・監視、ネットワーク構築等のサービスを提供しています。主要顧客は通信事業者、通信機器メーカー、電力会社、ガス会社となります。

① 仕様検討・機器設置

IoT機器設置における工事の仕様を検討し、現地で機器設置、ネットワーク工事を行い、設定・動作確認を行います。これまでの設置実績として電力スマートメーター設置台数は140万台（2021年４月末累計実績）です。

② 運用監視・保守

機器や通信ネットワーク等のイレギュラーや不具合の運用監視を行い、障害発生時は現地やリモートで対応を行います。

その中で当社は、BLAS、AI（画像認識）、RPAなどのテクノロジーを活用することでオペレーションコストを削減するのみならず、ヒューマンエラーの低減を可能とするサービスを提供しております。BLASではプロジェクトの進捗状況を一元管理するほか、現場の情報をスマートフォンを通じてアップロードすることでリアルタイムに現場の進捗や成果物管理が可能となっており、事後の作業報告書までも自動作成することができます。またAI（画像認識）では、現場作業員が手入力するデータと機器に表示されるデータの自動チェックを行うことでデータ誤登録を防ぎ、その他定型業務はRPAを活用することで作業の自動化を実現しております。このようにBLAS、AI（画像認識）、RPA等を活用することで作業ミスの低減、事務工数及びオペレーションコストの削減を実現しております。

機器設置案件は業務請負契約となり、フロー型のビジネスとなります。保守・運用は業務請負契約ではありますが、IoT機器の安定的な運用を維持するため、継続的な業務となり、ストック型のビジネスとなります。

また、全国の主要な都市（札幌、仙台、東京、大阪、広島、福岡）に設けた事業拠点にエンジニアを配置し、加えて全国各地の協力会社ネットワーク「ベイシスパートナーズ」を構築しており日本全国を対象エリアとしたサービス展開が行える体制となっています。そのため、全国型の大規模案件の対応も可能としています。

（３）その他サービス

モバイルエンジニアリングサービス、IoTエンジニアリングサービスの現場業務で培ったノウハウを基に、RPAツールの販売、RPA導入支援、ドローンを活用した設備点検等のサービスを提供しています。

当社の事業系統図は下記のとおりであります。

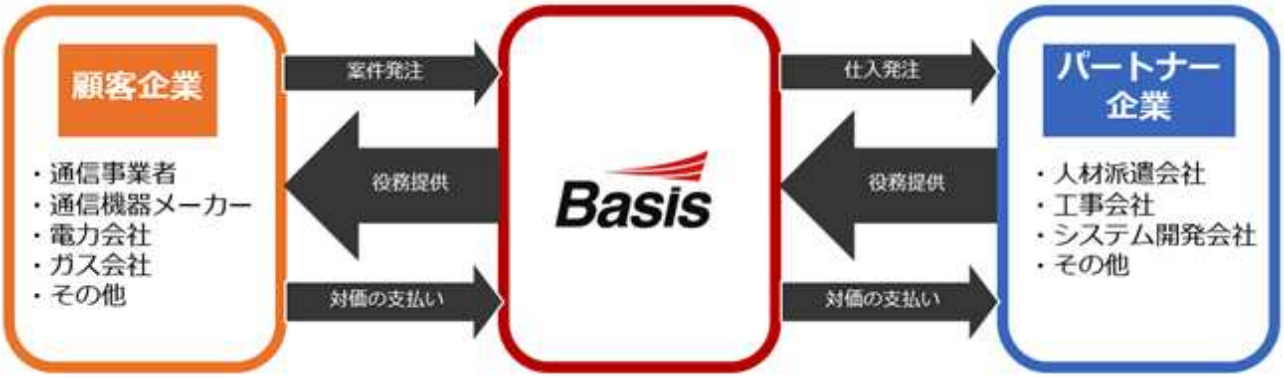

［用語の定義］

本書記載内容に対する理解を容易にするために、また、正しい理解をいただくために、本書で使用する用語の定義と解説を以下に記載します。

なお、番号は本項「３ 事業の内容」の文中において※で示した用語と対応しております。

番号	用語	用語の定義、解説
※１	BLAS	自社開発の通信インフラ構築に特化したプロジェクト管理システムです。これまで通信インフラ構築の工程管理はFAXやメールなどアナログで行っていましたが、一連の作業がBLASのみで完結することが出来ます。例えば、作業員はスマートフォンから作業終了後の写真をアップロードすることで自動的に作業報告書を作成することができ、管理者側ではクラウド上のAIを通じて画像認識による品質確認を行うなど、人手による作業の自動化・効率化を実現しています。
※２	ベイシスパートナーズ	当社の事業説明を行い、今後発注する案件を受託する意思を持ち登録している外注先企業です。各社とは専属契約を締結しているわけではなく、ベイシスパートナーズは当社の外注先企業の呼称です。発注済み登録企業は127社、未発注の登録企業は140社、合計267社となっております（2021年６月期第３四半期末時点）。 ベイシスパートナーズに登録するメリットとしては、当社が独立系エンジニアリング会社のため、特定の顧客・業界に関わらず発注できること、自社の得意な分野の案件のみ受注可能なこと、BLAS等を無償で活用できることなどがあります。 ベイシスパートナーズには人材派遣会社、工事会社、システム開発会社、その他があります。

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年４月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
330（6）	36.1	4.8	3,415

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

２．臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、最近１年間の平均人数を（　）内に外数で記載しております。

３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

４．当社は「インフラテック事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

（１）経営方針

当社は、企業理念に掲げるミッションである「ICTで世の中をもっと便利に」のもと「Update The World　変化し、変化させ、必要不可欠な会社に」を企業ビジョンとしており、インフラテック事業を推進することで、インフラ業界の抱えるデジタル化が遅れた非効率な現場作業や業界特有の多重下請けによる高コスト構造といった課題を解決し、より快適な社会の実現に貢献してまいります。

同時に、顧客へのサービス提供を通じて当社の社員が成長し続けることを支援し、結婚・出産といったライフステージの変化に合わせたテレワークやフレックス勤務の推進、多国籍な人材の登用などを促進するとともに、自律的でフラットな組織を構築し、顧客へ高い付加価値を提供できるプロフェッショナルの育成に努めます。

（２）経営環境

2020年初頭より現在に至るまで新型コロナウイルス感染症が猛威を奮っており、モバイルエンジニアリングサービスにおきましては基地局設置予定の不動産への入場制限が発生したこと、IoTエンジニアリングサービスにおいては海外工場の稼働停止により、一部のIoT機器の生産遅延に加え、国際的な物流網の停滞により、サプライチェーンの影響が限定的ではありますが確認されております。

しかしながら、2019年４月に５Ｇ（3.7GHz帯、4.5GHz帯及び28GHz帯）周波数が各携帯キャリアへ割当てられ、2020年度以降の５Ｇに係る設備投資が本格化されていることや、2020年４月に第４の携帯キャリアが新規参入したことを受け、携帯電話料金の見直しに関する議論の活発化等、携帯キャリアの設備投資費削減のニーズが高まっております。モバイルインフラネットワーク構築の投資費用が約1.4兆円（2021年度　NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの合算）（出典：株式会社MCA「携帯電話基地局市場及び周辺部材市場の現状と将来予測2019年版」）、インフラネットワーク運用・保守費用が約1.6兆円（2021年度　NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの合算）（出典：株式会社MCA「セルラーキャリアにおけるネットワーク運用・保守の現状と今後の展望」）であり、合計約３兆円の市場となっております。また、通信インフラ環境の充実化に付随する形で、いわゆるIoT エンジアリングサービスが属する分野（以下、「リモートモニタリング関連市場」という。）においても市場が急速に拡大しております。リモートモニタリング関連市場が2019年は約１兆4000億円、2025年は約１兆8000億円（2019年比約130％）に伸長し、リモートモニタリングデバイス設置台数は2030年には1.89億台が見込まれております（出典：株式会社富士経済　2020年版 リモートモニタリング関連技術・市場の現状と将来展望　※デバイス台数推移は40品目の数量を当社にて足し合わせて算出）。このような環境の下、当社としてはより一層のインフラテック事業の拡大によるIoT社会の実現を推進してまいります。

（３）中長期的な経営戦略

①　成長市場に集中

当社の取り組むべきマーケットは、まず、モバイルエンジニアリングサービスの領域において新しい通信方式（５Ｇ、ローカル５Ｇ、LPWA、Wi-Fi、BLE他）の進展により、今後大きく成長することが予想される５Ｇ、IoT関連等の分野になります。次世代通信規格では電波の届く距離が短く、その分、通常の基地局を補完する多くの小型基地局が新たに必要となります。

また、基地局建設だけでなく、新しい通信方式の通信網を構築するために通信事業者内で常駐する各種プロジェクトも増加が見込まれます。客先常駐型のプロジェクトはプロジェクト自体が数年続くこともあるため、１月～３ヶ月契約を継続的に更新するストック型のビジネスとなります。大手通信建設会社は基地局建設等のフロー型案件を主力事業としており、客先常駐型のストック型案件はあまり注力していない傾向にあるため、モバイルエンジニアリングサービスのストック型案件を拡大させていくことで安定収益基盤を強化していきます。

IoT社会の実現には、フィールドに存在するフィジカルデータを収集するための各種センサーや小型通信機器の設置が必要となるため、IoTエンジニアリングサービスの領域におきましても成長市場と位置付けております。特にリモートモニタリング市場は導入期のため小型通信機器の設置案件が増加しており機器設置における市場シェアを拡大させていくとともに、その後の保守・運用を獲得していくことで安定収益基盤を構築していきます。

このようにモバイルエンジニアリングサービスは５Ｇ関連の客先常駐型のプロジェクト拡大により既存市場内でシェア拡大を狙い、IoTエンジニアリングサービスは市場拡大に合わせ小型機器を大量に設置し、その後増加が予想される継続的な運用監視や保守を要する案件を獲得していくことで持続的な成長を実現してまいります。

▼当社が注力する事業領域

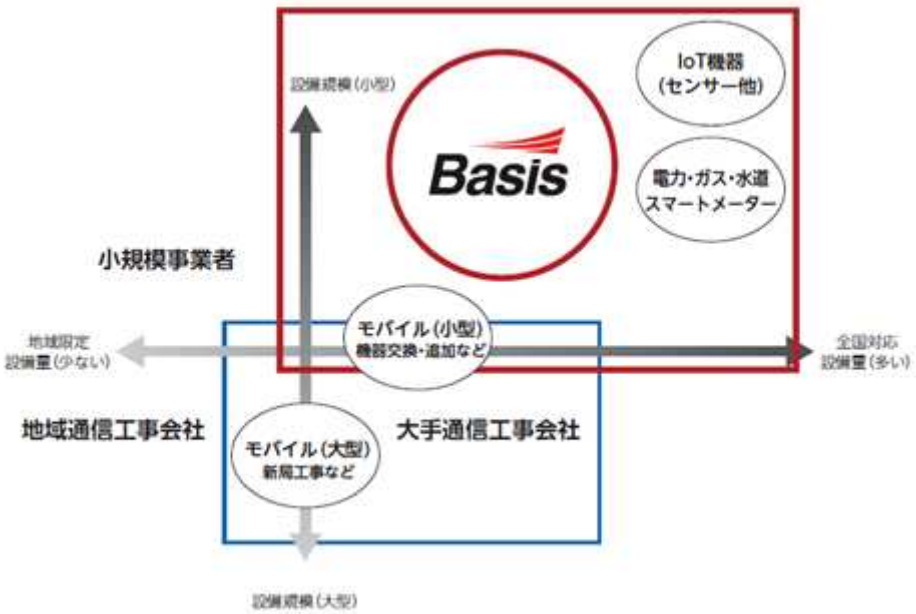

② 「プラットフォーム」ビジネスの推進

内閣府の提唱するSociety5.0の到来が将来的に見込まれるなか、通信インフラの構築・維持に関する課題として、多重下請構造、現場作業のデジタル化の遅れによる低生産性、若者が現場を敬遠することによる就労者の減少や高齢化、それらの要因に基づく低賃金化の傾向があります。当社の事業は、生活インフラ提供事業者（通信、電力、ガス等）やIoT機器メーカー等の上流、機器設置・工事など現地作業を担う協力会社という下流、その中流で業務を推進する当社という構造にあります。当社の経営方針を実現していくために、この構造にプラットフォームを導入し業務処理や作業情報などが一体的につながる仕組みの構築を推進しており、生活インフラ提供事業者とのさらなる取引拡大を図るとともに、IoT機器メーカー、その他IoT事業会社を新たな顧客として獲得を目指します。これらによりインフラ事業者には当社に全国規模の案件を一括で任せることで管理工数の削減、サービス品質の均一化が図られます。また、当社が作業会社、エンジニアを確保するため、インフラ事業者が自社でリソースを確保する負担が軽減されます。次世代通信インフラの整備遅れは産業競争力の低下につながることから世の中をUpdateしもっと便利にするべく、プラットフォームを構築し、５ＧやIoTの普及を促進していきます。

当社が考えるプラットフォームビジネスの概念図

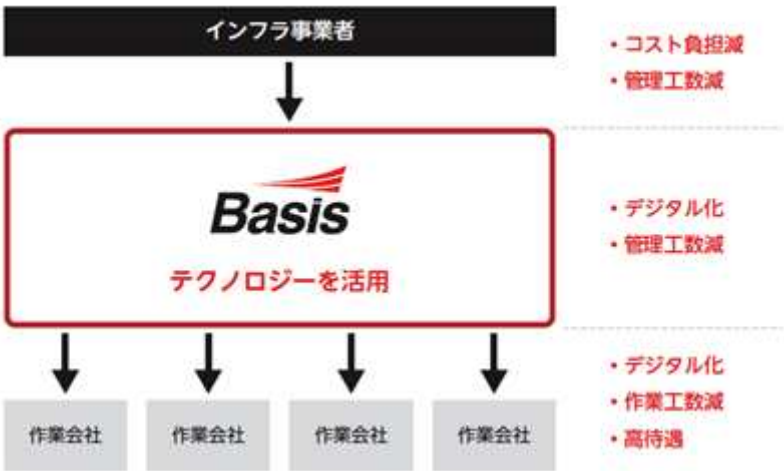

③ テクノロジーの積極活用・DX推進

現場作業及び管理業務等の効率化を推進するという観点でRPA、AI（画像認識）、ドローン等最新の技術の導入を進めています。このため、最新テクノロジーの吸収を積極的に進め、既存システムの機能強化のみならず、新たな効率化システムの開発にも取り組んでいきます。これにより、生産性のさらなる向上と競争優位性の強化を目指します。

④ 他社とのアライアンスを加速

当社は、現場作業のDX化を標榜しておりますが、その根幹には当社が物事に対する柔軟な発想力や変化を恐れない変革力を持っており、これが当社の強みであると考えております。一方、昨今のDX化やIoTの進展は著しく、様々なビジネスモデルやサービスが誕生しています。当社とは縁遠い業界、業種といえども思わぬ連携からダイナミックな変化を生む可能性に期待しており、業界の殻にとらわれない柔軟な発想でアンテナを張っています。そこで今後は、幅広い会社とアライアンスや資本提携、必要によってはM&Aなど他社との連携を強化したいと考えております。

▸アライアンスポリシー

①当社が保有していない技術やノウハウを保有している企業

②当社が保有する顧客母集団にサービスや製品をクロスセルできる企業

③当社が保有していない顧客層を保有している・増加できる企業

▸アライアンスパターン

①業務提携

②資本提携

③M&A

（４）経営上の目標の達成状況を判断させるための客観的な指標等

当社は売上高に影響する指標として下記を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な重要指標としています。

売上高に影響する指標
①稼働人員数（モバイルエンジニアリングサービス）
②平均単価（モバイルエンジニアリングサービス）
③設置台数（IoTエンジニアリングサービス）
④平均単価（IoTエンジニアリングサービス）

当社の売上高は主にモバイルエンジニアリングサービスとIoTエンジニアリングサービスで構成されております。モバイルエンジニアリングサービスはストック型案件の売上高が大半を締めており、その売上高は稼働人員数ｘ平均単価で形成されております。そのため、①稼働人員数と②平均単価を事業拡大に係る重要な指標としております。また、IoTエンジニアリングサービスはフロー型案件の売上高が大半を締めており、その売上高は設置台数ｘ平均単価で形成されております。そのため、③設置台数と④平均単価を事業拡大に係る重要な指標としております。

過年度の実績は下記となります。

KPI	第19期実績	第20期実績	第21期第3四半期累計実績
①稼働人員数	2,948人	3,393人	3,223人
②平均単価	626千円	622千円	620千円
③設置台数	202千台	124千台	262千台
④平均単価	2,480円	1,827円	1,562円

（注）１．ストック型案件とは顧客内でのプロジェクト支援など１ヶ月～３ヶ月の業務委任契約を継続的に更新する案件を指す。
２．フロー型案件とはIoT機器設置など単発契約の案件を指す。
３．稼働人員数とは、モバイルエンジニアリングサービスのプロジェクトに従事し、原価性のあるベイシス総稼働従業員数、パートナーエンジニアの総稼働人員数の合計を指す。
４．平均単価とは、モバイルエンジニアリングサービスではストック型案件の総売上高を総稼働人員数で割ったもの、IoTエンジニアリングサービスはフロー型案件の総売上高を設置台数で割ったものを指す。

（５）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①　新規顧客及び協力会社の開拓
当社売上はソフトバンク株式会社に対する依存度が最近事業年度において約44％となっており、その依存度を引き下げ安定的な事業基盤を構築するべく、５ＧやIoTの普及促進を前提とした新たな通信キャリアやIoT機器メーカーなど新規顧客との取引拡充が喫緊の課題と考えております。また、適正価格による高品質なインフラ構築・運用を全国規模へ拡大するため、国内を網羅するベイシスパートナーズの構築もあわせて拡充していく必要があると考えております。

②　マーケティング強化
今までは携帯電話業界という限られた市場の中で、当社が保有するネットワークを軸に顧客を開拓してきましたが、今後広範な業界への事業拡大を進めるためにはそれに応じたマーケティングが必要となります。2019年からマーケティングや広報活動をテスト的に進めており、少しずつ効果が出始めているため、今後は更にマーケティング活動を強化します。

③　テクノロジーの強化

当社は、インフラテックによるビジネスモデルの変革を標榜しており、その根幹を担う業務のDX化を推進するため、自社内にシステム開発体制を保持しております。今後は、新しいテクノロジーを取り入れながらさらにDX化の対象となる領域を拡大し、競争優位なシステムの構築を図る必要があると考えております。

具体的には、まずは自社システムBLASの継続的な機能拡充、また将来的にはBLAS以外にも新たなシステムの開発が必要であると考えるため、社内開発体制強化や他社との業務提携などを行います。また、DX推進担当者の専任や、作業の標準化、社内システムの見直しを行い社内のDX化を推進します。

④　人材の確保と育成

当社において、いかに人材を採用し育成するかは事業を拡大するうえでの重要な課題の一つであると考えております。安定的な採用を維持し人材の定着率を高めるために、積極的な採用を行っていくとともに、人事研修制度の充実、資格取得※１の促進や多様な勤務形態の導入等により社員にとって働きがいのある働きやすい環境の整備も実施してまいります。また、生産キャパシティの拡大という観点より協力会社リソースの拡充も必要であり、ベイシスパートナーズの獲得と協力会社社員への指導、育成も進めてまいります。

※１　社内エンジニアの54％が国家資格を保有（2021年２月末時点）

⑤　個人情報の取り扱い及び情報管理体制の強化

当社では、個宅へのIoT機器設置をはじめ、各事業で提供するサービスの特性上、住所・氏名等の個人情報を取り扱うことがあります。そのため、情報管理体制をさらに強化することが課題であると考えております。これらの情報の取り扱いについては、情報セキュリティマネジメントシステム国際規格（ISO／27001）認証を取得し、個人情報や機密情報に関する取り扱いを社内規程に定めておりますが、今後も社内研修の継続実施等により、セキュリティ意識の喚起や情報リテラシーの向上に努めて参ります。

⑥　法令遵守の体制強化

当社のサービスは、業務委託契約（準委任契約を含む）により事業を行う場合があります。その場合、労働者派遣事業との違いを明確に認識し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（1986年４月17日　労働省告示第37号）に従って、事業を運営しております。また、一部の事業につきましては、建設業法、労働者派遣法の適用を受けており、法令遵守の体制をより一層強化することが必要であると考えております。社内においては、入社研修や講習を定期的に実施し、法令遵守の重要性につき継続的に周知徹底を行うなど、法令に則った事業運営に努めてまいります。

⑦　内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの強化

当社が今後の事業環境の変化に対応し、また新たに事業拡大を進めるためには、内部管理体制とコーポレート・ガバナンスを強化していくことが重要であると認識しており、その体制を整備し実効性を高めることでリスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

⑧　顧客、パートナー、従業員のエンゲージメントの可視化・向上

当社は顧客、パートナー、従業員のエンゲージメントや満足度の可視化を図るため各種サーベイを導入しております。まずは2019年より従業員エンゲージメントの可視化と改善アクションを開始しており、具体的にはサーベイの結果を従業員の様々な属性（雇用形態、所属部門、在籍年数、年齢層等）から多面的に分析し、従業員の期待度と満足度の乖離が高い事項を重点対策項目として改善活動に取り組んでおります。また、2020年からはネットプロモータースコアを導入し、顧客及びパートナーから自社の強み・課題並びにその要因をヒアリングして現場にフィードバックすることで日々の業務における改善へと繋げ、当社のステークホルダー全体に係るエンゲージメントの向上を図ってまいります。

２【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しています。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

① 事業環境及び顧客の動向について

当社は通信事業者（移動体通信キャリア）を主たる顧客としており、当社が展開するモバイルエンジニアリングサービス（通信インフラの施工や通信システム運営管理要員の提供等）は、利用機器であるスマートフォンが生活必需品となったことで定常的な需要があり、国内外の経済情勢や景気動向等の影響を受けづらいものであると考えております。しかしながら、2020年春にサービスが開始された第４のキャリアの参入や政府から通信キャリア各社に対する通信料金の見直し要求もあり、顧客間における競争激化や予測しえぬ業績悪化に伴い今後普及が期待される５Ｇ通信に対する設備投資費の縮小、内製化等により当社の提供するサービス領域が縮小する場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、モバイルエンジニアリングサービスに加えて第二の柱としてIoTエンジニアリングサービスを立ち上げ、その拡大をもってリスクの低減に努めております。

② 法的規制等について

当社のモバイルエンジニアリングサービスの施工業務においては、「一般建設業（電気工事業、電気通信工事業）」等の許認可を得てサービスを提供しているほか、顧客先への派遣業務について「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）の関係法規の規制を受けております。当社は法令遵守に努めており、当該法的規制等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により当該許認可等が取消となり、業務の全部若しくは一部の停止処分を受けた場合や新たな許可を取得することができなくなった場合、若しくは法的規制が変更となった場合、また新たな法規制により当社の事業展開に何らかの制約を受ける場合等には、当社の財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、顧問弁護士事務所による許認可維持要件の定期確認、その他にも日々の事業活動においてセルフチェックリストを用いることで、リスクの低減に努めております。

③ 自然災害・不測の事故等について

当社では、地震や津波、台風等の自然災害、新型コロナウイルス等の感染症、テロリストによる攻撃等が発生した場合、また事業遂行上重要な要素となっている情報システム・通信ネットワークがこれらの要因や停電等により遮断・停止となった場合には、担当・責任者を定め即座に対策本部を設置する他、情報収集や対策を速やかに実行できる体制を構築しております。しかしながら、これらの自然災害・不測の事故等が発生した場合、円滑な事業運営の阻害や事業活動の中断を通じて、当社の財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、BCP対策を整備・運用中であります。

④ 情報セキュリティについて

当社は、事業の性質上、個宅へ訪問しIoT機器を設置するなど顧客の機密情報及び個人情報に接する機会があり、また多くの顧客情報を保有しております。当社では、業務における情報セキュリティ品質確保を重要な経営課題と認識し、「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、情報セキュリティ推進体制を確立し、情報管理の強化を進めております。これらの方針・体制の下、顧客や社内の情報管理取り扱いをはじめとした情報セキュリティについて、社内ルールを運用徹底し、従業員の意識向上を図るべく教育・啓発活動に取り組んでおります。また、情報システム面からも、顧客より預かる情報資産並びに当社の情報資産を適切に保護するための体制を構築し、2009年12月には、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO／27001の認証を取得しております。

このように当社では、顧客情報の保護、管理に徹底して取り組んでおりますが、万が一、情報漏洩等の情報セキュリティに関する問題が発生した場合には、賠償費用の発生や取引停止、当社の信用失墜を招き以降の営業活動に支障をきたすなどして、当社の財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、定期的なセキュリティ教育のほかISMSの定期監査を受け、また、個人情報漏洩時に損害を補填する保険にも加入をしております。

⑤　システムやサービスの品質について

当社は、システムやサービスに対する顧客の要求が常に高度化、複雑化し続けるなか、常に顧客のニーズに答えかつ安全なサービス提供を追求し続けております。

当社独自に構築している業務管理システム「BLAS」を強みとしており、プロジェクトの進捗状況を一元管理するほか、「機器の現地設置、ネットワーク工事」、「機器設定、動作確認」においてAI（画像認識）を用い、リアルタイムに進捗や成果物管理が可能となる機能を実装しており、事後の報告書作成までも自動作成することで、事務工数並びに当該コストを低減しております。また、「BLAS」を導入し、作業を類型化することで、作業ミスを低減し、作業ミスや通信不具合による疎通未確認などの設備トラブルを回避することにも寄与しております。

しかしながら、当社ではコントロール出来ない外部要因によって重大なシステム障害やその他の欠陥が生じた場合には、賠償費用の発生や取引停止、当社の信用失墜を招き以降の営業活動に支障をきたすなどして、当社の財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　特定取引先・業界に対する依存度が高いことについて

当社は情報通信ネットワークの構築・施工等を主な事業としていることから、各通信事業者との取引比率が高く、特にソフトバンク株式会社に対する売上高は最近事業年度において1,440,690千円（44.2%）であり、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。当社においては特定の通信事業者への依存リスクを低減するためにIoTエンジニアリングサービスにて新たな業界への新規顧客開拓を進めております。

しかしながら、他業界の新規顧客の開拓が進まず、情報通信業界の市況動向や技術革新等によりソフトバンク株式会社はじめ各通信事業者の設備投資行動が変化した場合、また何かしらの理由により継続的な取引が不可能となった場合、当社の財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦　競合について

通信インフラ市場、リモートモニタリング関連市場については将来にわたり成長が見込まれる市場であるため、国内外の事業者がこの分野に参入してくる可能性がありますが、先行して事業を推進していくことで、全国規模のベイシスパートナーズやプロジェクトマネジメントにおける独自のノウハウを蓄積してきたことが優位性につながっており、実際に競合する状況は限定的であると考えております。例えば、大手通信工事会社が得意とする大型基地局の建設は、工事単価は高いものの技術進歩による機器の小型化が進んでおり長期的には飽和状態になると考えます。一方、小型モバイル機器やIoT機器の作業は簡易で件数も膨大ながら、工事単価が低くなることが予想されますが、当社では作業の効率化を通じて十分な利益を確保して受託するよう努めております。

しかしながら、今後当社において十分な差別化や機能・サービスの品質向上が図られなかった場合や、新規参入の増加により競争が激化した場合には、当社の財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧　重大な人身・設備事故等の発生について

当社は、建設工事現場における人身・設備事故を未然に防ぐため、「安全・品質の確保」に対する取り組みは万全を期し、管理を強化することで事故の発生防止に日々努めています。

しかしながら、不測の事態により重大な人身・設備事故を発生させた場合、顧客からの信頼を低下させるほか、損害賠償義務の発生や受注機会の減少等により、当社の財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨　内部管理体制について

当社では、現在の規模においては適正な内部管理体制を構築していると考えておりますが、今後の事業拡大に合わせて、内部管理体制の一層の充実・強化を図る必要があると認識しております。

しかしながら、今後当社の事業規模の拡大に応じた体制構築に遅れが生じた場合、当社の事業や財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩　優秀な人材の獲得、育成について

当社では今後の企業規模拡大に伴い、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。今後、積極的な採用活動を行っていく予定ではありますが、当社の求める人材が十分に確保、育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社の事業展開や財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪　業務委託先との取引関係について

当社は、個人又は法人に業務委託契約により一部を委託しております。当社では全国規模でインフラの構築・運用の拡大を図るため、これら委託先であるベイシスパートナーズとの良好な関係を構築しておりますが、何らかの理由により維持継続できなくなった場合や、今後見込まれる新規パートナー企業の開拓が困難となる場合には、当社の事業展開や財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫　新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、業績向上に対する意欲向上を目的として、ストック・オプション制度を導入しており、会社法の規定に基づく新株予約権を当社の役員及び従業員等に付与しております。本書提出日現在、新株予約権の株数は76,000株であり、当社発行済株式数の1,562,100株に対する潜在株式比率は4.9％に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、新株予約権の内容は、「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）　新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

⑬　資金使途について

当社が計画する公募増資による資金の使途につきましては、主にインフラテック事業を基盤とした新規事業やサービス拡大に備えたシステムの増強・開発への投資、人材獲得のための採用費及び教育のための費用等に充当する予定です。

しかしながら、急激に変化する事業環境に対してより柔軟に対応するため、現時点における計画以外の使途にも充当する可能性があります。資金使途計画が変更となる場合には、速やかに開示いたします。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を出すことができず、当社の財務状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑭　多額の借入及び財務制限条項への抵触について

当社は、金融機関を貸付人とする借入契約を締結し多額の借入を行っており、2020年６月期末の総資産に占める有利子負債比率は39.2％となっております。当社が締結している借入契約には、財務制限条項が付されております。かかる財務制限条項に抵触する場合、貸付人の請求があれば当該契約上の期限の利益を失うため、ただちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となり当社の財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があるとともに、かかる資金の確保ができない場合は、当社の存続に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、財務制限条項は、後記「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）　財務諸表　注記事項　（貸借対照表関係）」に記載しております。

⑮　経営者への依存について

当社の創業者である代表取締役社長の吉村公孝は、創業以来当社の経営方針や事業戦略の決定をはじめ当社の企業運営全般にわたり重要な役割を果たしております。当社では、取締役会やその他重要会議等における役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となる事態が生じた場合、当社の事業運営及び経営成績に影響を与える可能性があります。そのため、次世代の幹部人材を育成するための研修を継続実施しており、有事の際における備えをしております。

⑯　情報システムのトラブルについて

当社では、業務の特性上、自社開発のシステムを利用しており、専門業者であるデータセンターの利用等により、データの保全、電源確保、対不正アクセス等の対策を講じています。しかしながら、大規模な災害・停電、システムやネットワーク障害、不正アクセスやコンピューターウイルス等による被害が発生した場合、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第20期事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は1,537,891千円で前事業年度末に比べ122,622千円増加いたしました。これは主にモバイルエンジニアリングサービスの売上が増加したことに伴う売掛金を回収し、現金及び預金が110,982千円増加したことによるものであります。固定資産は158,243千円で前事業年度末に比べ20,142千円減少いたしました。これは主に自社開発システム等の減価償却費を計上したことによるものであります。

この結果、資産合計は、1,696,135千円となり前事業年度末に比べ102,479千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は960,223千円で前事業年度末に比べ92,495千円増加いたしました。これは主にモバイルエンジニアリングサービスの売上増加に伴いベイシスパートナーズへの業務委託費が増加したことにより買掛金が73,160千円増加したことによるものであります。固定負債は105,000千円で前事業年度末に比べ60,000千円減少いたしました。これは長期借入金を返済したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,065,223千円となり前事業年度末に比べ32,495千円減少いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、630,912千円で前事業年度末比69,983千円の増加となりました。これは、当期純利益を69,983千円計上したことによるものであります。この結果、自己資本比率は37.2％となり、１株当たり純資産額は403.89円となりました。

第21期第３四半期累計期間（自　2020年７月１日　至　2021年３月31日）

（資産）

当第３四半期末における流動資産は1,734,884千円で前事業年度に比べ196,992千円増加いたしました。これは主にモバイルエンジニアリングサービスの売上が増加したことにより売掛金が398,303千円増加したこと、及び仕掛品が101,013千円増加したこと、一方で短期借入金を200,000千円及び長期借入金を45,000千円返済したことにより現金及び預金が303,905千円減少したことによるものであります。

固定資産は184,283千円で前事業年度に比べ26,039千円増加いたしました。これは主に自社システムの開発でソフトウェアが13,586千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は、1,919,167千円となり前事業年度に比べ223,032千円増加いたしました。

（負債）

当第３四半期末における流動負債は1,011,476千円で前事業年度に比べ51,253千円増加いたしました。これは主にモバイルエンジニアリングサービスの売上増加に伴いベイシスパートナーズへの業務委託費が増加したため買掛金が140,098千円増加したこと、税引前当期純利益の増加に伴い未払法人税等が95,871千円増加したこと、一方で短期借入金が200,000千円減少したことによるものであります。固定負債は60,000千円で前事業年度に比べ45,000千円減少いたしました。これは長期借入金を返済したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,071,476千円となり前事業年度に比べ6,253千円減少いたしました。

（純資産）

当第３四半期末における純資産合計は847,690千円となり、前事業年度末に比べ216,778千円増加いたしました。これは四半期純利益を216,778千円計上したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第20期事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

当事業年度におけるわが国の経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益の低下や雇用環境の悪化が続いており、極めて厳しい状況にあります。景気の先行きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動レベルの段階的引き上げや各種政策の効果等により持ち直しの動きがみられました。

このような経済環境のもと、当社の事業領域である情報通信分野におきましては、通信事業者への５Ｇ周波数の割当及びサービス本格化への投資拡大、第４のキャリアのサービス開始に伴うエリア拡充に向け急ピッチで通信インフラの構築が進んでおり、足もとでは新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であります。

また、AI、IoT時代におけるビジネスモデルの変革やテクノロジーの進化に合わせて通信事業者による国内外のM&Aや新規事業の立ち上げも活性化しています。

通信事業者以外では、電力会社のスマートメーターの構築は概ね順調に進んでいるだけでなく、生活インフラ提供事業者のスマートメーター以外にも製造業や農業などあらゆる産業分野においてIoTインフラ及びサービスの導入が進んでいます。

このような経営環境のもとではありますが、中国で生産しているスマートメーターについては、新型コロナウイルス感染症の影響で部材が輸入されず、当社の事業においては、スマートメーター設置業務の現場稼働が抑制されました。

そのため、通信キャリアを顧客としたモバイルエンジニアリングサービスにおいては前年に比べ売上高は増加しましたが、新型コロナウイルスの影響でガス会社のスマートメーター設置は遅れ、電力会社のスマートメーター設置業務減少による売上の減少を埋められずIoTエンジニアリングサービスは前年に比べ売上高が減少しました。

また、通信事業者向けの作業効率化や世の中の働き方改革へのニーズの高まりを受け、RPAの体制を拡大し、その他サービスの売上高は前年に比べ増加しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高が3,263,020千円（前期比5.5％増）、営業利益は123,902千円（前期比13.8％増）、経常利益117,606千円（前期比15.9％増）、当期純利益69,983千円（前期比13.6％増）となりました。

第21期第３四半期累計期間（自　2020年７月１日　至　2021年３月31日）

当第３四半期累計期間（2020年７月１日から2021年３月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、政府による経済対策等により持ち直しの動きが見られましたが、感染再拡大によって、先行きの不透明感は一層強まってまいりました。

このような経済環境のもと、当社の事業領域である情報通信分野においては、通信キャリア各社が楽天モバイル株式会社に対応してグループのサブブランドを使った通信料の値下げを行っており、これにより将来のインフラ投資に影響を与える可能性がありますが今のところその影響は出ておりません。むしろ現状は５Ｇのインフラ投資が本格化しており、当社におきましてもモバイルエンジニアリングサービスは計画を上回る売上を計上しております。

一方で通信事業者以外では、IoTエンジニアリングサービスで展開しているスマートメーター設置サービスでは当事業年度上期は新型コロナウイルス感染症により中国で生産していた設置機器の物流の遅れによる一時的な機器の枯渇や、ガス会社の構造改善事業の開始が遅れる等の影響が見られ、遅れを取り戻すべく取り組んでまいりましたが挽回するには至らず計画未達となっております。

この結果、当第３四半期累計期間の経営成績は、売上高3,461,975千円、営業利益316,302千円、経常利益315,115千円、四半期純利益216,778千円となりました。

③　キャッシュ・フローの状況

第20期事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度と比較して110,982千円増加し、期末残高は、764,026千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとお

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上計上からの入金サイクルが短い楽天モバイル株式会社との取引が増加したことで売掛金の回収が早期化された影響などもあり206,037千円の増加となりました。その他にも税引前当期純利益が117,719千円、仕入債務の増加が73,160千円、その他負債の増加が34,616千円となった一方で、売上債権の増加7,658千円及び未払金の減少16,864千円となったこと等を要因としたものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、35,055千円の支出となりました。これは主に自社利用ソフトウエアの開発により無形固定資産の取得による支出26,117千円、保険積立金の積立による支出10,013千円となったことを要因としたものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、60,000千円の支出となりました。これは長期借入金の返済による支出が60,000千円となったことを要因としたものであります。

④　生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

ｂ．受注実績

当事業年度の受注実績は、次のとおりであります。

当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）			
受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
2,661,177	－	1,364,389	－

（注）１．当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ｃ．販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）	
金額（千円）	前年同期比（％）
3,263,020	105.5

（注）１．当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。
２．最近２事業年度及び第21期第３四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）		当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）		第21期第３四半期累計期間 （自　2020年７月１日 至　2021年３月31日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
ソフトバンク株式会社	1,110,706	35.9	1,440,690	44.2	1,405,582	40.6
楽天モバイル株式会社	－	－	348,226	10.7	614,671	17.8
東京電力パワーグリッド株式会社	736,377	23.8	－	－	－	－

３．前事業年度の楽天モバイル株式会社及び当事業年度の東京電力パワーグリッド株式会社に対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10％未満であるため記載を省略しております。
４．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①　重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たり重要となる会計方針につきましては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等（１）　財務諸表　注記事項　（重要な会計方針）」に記載しております。

また、当社が行っております会計上の見積りのうち特に重要なものは、繰延税金資産の計上であり、当社は繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社の繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社の事業活動の推移、その他の要因により変化いたします。将来、課税所得の予測に影響を与える諸要因に変化があり、当社が繰延税金資産の

回収可能性がないと判断した場合には繰延税金資産を取り崩し、損益計算書の法人税等調整額が増加し、当期純利益が減少いたします。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a.財政状態

第20期事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

「(1) 経営成績等の状況の概要　①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b.経営成績

第20期事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

（売上高）

当事業年度における売上高は、3,263,020千円（前期比5.5％増）となりました。主な要因は、携帯電話事業者のインフラ投資の復調と作業効率化を目的としたシステム開発を行ったことによります。一方、電力会社向けの売上については、電力会社のスマートメーター設置計画が減少したため前年に比べ減少となりました。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度における売上原価は、2,292,827千円（前期比13.4％増）となりました。主な要因は、給与手当の増加166,112千円、業務委託費の増加56,878千円であります。

この結果、売上総利益は970,193千円（前期比9.3％減）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度における販売費及び一般管理費は、846,290千円（前期比12.0％減）となりました。主な要因は、給与手当の減少78,732千円、法定福利費の減少16,775千円であります。

この結果、営業利益は123,902千円（前期比13.8％増）となりました。

（営業外損益、経常利益）

当事業年度における営業外収益は、764千円（前期比7.7％増）、営業外費用は、7,061千円（前期比13.0％減）となりました。営業外費用の主な内訳は、支払利息6,954千円であります。

この結果、経常利益は117,606千円（前期比15.9％増）となりました。

（特別損益、当期純利益）

当事業年度における特別利益は、113千円となりました。また、法人税等（法人税等調整額を含む）は47,735千円となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は69,983千円（前期比13.6％増）となりました。

c.キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの分析につきましては「（１）経営成績等の状況の概要　③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d.経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第２　事業の状況　２　事業等のリスク」に記載のとおりであります。

e.資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。当社は、事業上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針とし、営業活動によるキャッシュ・フローにより獲得した自己資金に加え、一部資金を銀行借入等により調達しており、これらの資金調達方法の優先順位等は、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討を行う予定であります。なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は764,026千円となっており、当面事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しております。

f.経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社の売上高は主にモバイルエンジニアリングサービスとIoTエンジニアリングサービスで構成されております。モバイルエンジニアリングサービスはストック案件の売上高が大半を締めており、その売上高は稼働人員数ｘ平均単価で形成されております。そのため、①稼働人員数と②平均単価を事業拡大に係る重要な指標としております。また、IoTエンジニアリングサービスはフロー案件の売上高が大半を締めており、その売上高は設置台数ｘ平均単価で形成されております。そのため、③設置台数と④平均単価を事業拡大に係る重要な指標としております。なお、過年度の各指標の推移は下記となります。

KPI	第19期実績	第20期実績	第21期第3四半期累計実績
①稼働人員数	2,948人	3,393人	3,223人
②平均単価	626千円	622千円	620千円
③設置台数	202千台	124千台	262千台
④平均単価	2,480円	1,827円	1,562円

４【経営上の重要な契約等】

（財務制限条項）

当社は、2018年３月27日に金銭消費貸借契約書（シンジケートローン契約）を締結しておりますが、財務制限条項が付されております。

詳細は、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）　財務諸表　注記事項　（貸借対照表関係）」に記載しております。

５【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第20期事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

当社が当事業年度において実施した設備投資等の総額は、26,117千円であり、その主なものはプラットフォームの開発であります。

また、当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第21期第３四半期累計期間（自　2020年７月１日　至　2021年３月31日）

当社が当第３四半期累計期間において実施した設備投資等の総額は、14,603千円であり、その主なものはプラットフォームの開発であります。

また、当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２【主要な設備の状況】

当社は、国内に６ヶ所の事業所を有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年６月30日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額						従業員数 （人）
		建物 （千円）	工具、器具 及び備品 （千円）	ソフトウエア （千円）	ソフトウエア 仮勘定 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）	
本社 （東京都品川区）	本社設備	5,241	3,547	22,460	4,864	39	36,152	206 (3)
札幌事業所 （札幌市中央区）	事業所設備	－	－	－	－	－	－	3 (－)
仙台事業所 （仙台市青葉区）	事業所設備	－	－	－	－	－	－	15 (－)
大阪事業所 （大阪市西区）	事業所設備	1,264	－	－	－	－	1,264	34 (－)
広島事業所 （広島市中区）	事業所設備	－	－	－	－	－	－	31 (－)
福岡事業所 （福岡市博多区）	事業所設備	－	－	－	－	－	－	22 (－)

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社の本社及び事業所はすべて賃借物件であり、年間賃借料（共益費含む）は49,521千円であります。

３．帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具、電話加入権であります。

４．従業員数の（）は、臨時雇用者数（パートタイマー）は年間の平均人員数を外書しております。

３【設備の新設、除却等の計画】（2021年４月30日現在）

（１）重要な設備の新設等

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
本社	東京都品川区	プラットフォーム開発	101,000	41,883	増資資金及び自己資金	2019.5	2023.6	（注）3
本社	東京都品川区	ERPシステム導入	100,000	－	増資資金及び自己資金	2022.1	2022.4	（注）3

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社の事業セグメントは、インフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

３．完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,248,400
計	6,248,400

（注）2021年３月17日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数の定款の変更を行い、発行可能株式総数は、6,168,400株増加し、6,248,400株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,562,100	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	1,562,100	－	－

（注）１　2021年２月12日開催の取締役会決議により、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,530,858株増加し、1,562,100株となっております。

２　2021年３月17日開催の臨時株主総会決議により、2021年３月17日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第３回新株予約権

決議年月日	2018年６月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　2 当社従業員　27（注）4
新株予約権の数（個）※	1,580［1,520］
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　1,580［76,000］（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	11,959[240]（注）１，３
新株予約権の行使期間※	自　2020年７月15日 至　2025年７月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　11,959[240]（注）３ 資本組入額　5,980[120]
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）２

※　最近事業年度の末日（2020年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年４月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額×\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝\frac{既発行株式数×調整前行使価額＋新規発行済株式数×1株当たり行使価額}{既発行株式数＋新規発行済株式数}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり行使価額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効抗力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の設立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下。「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使ができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得事由
(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

３．2021年２月12日開催の取締役会決議により2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

４．本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、付与対象者の異動及び退職による区分の変更並びに付与対象者の退職による権利の喪失により、当社取締役３名、当社従業員17名、当社元取締役１名となっております。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の内容】
該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年３月17日（注）	1,530,858	1,562,100	－	93,470	－	44,270

（注）2021年２月12日開催の取締役会決議により、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。

（４）【所有者別状況】

2021年４月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	3	－	－	2	5	－
所有株式数（単元）	－	－	－	9,371	－	－	6,250	15,621	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	60.0	－	－	40.0	100	－

（５）【議決権の状況】
①【発行済株式】

2021年４月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　1,562,100	15,621	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	1,562,100	－	－
総株主の議決権	－	15,621	－

②【自己株式等】
該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本としております。剰余金の期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術・開発体制を強化し、さらには、人員増強によるサービスの拡充を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方

当社は、法令遵守の下、経営の公正性と透明性、効率性、並びに、健全性を確保した上で環境の変化に迅速な対応ができる意思決定と事業遂行を実現し、それを担保するための内部統制の強化と適時かつ適切な情報開示体制を確立することにより、持続的発展を実現させること及び株主をはじめとする顧客・従業員・地域社会等からの信任を得ることが重要であると考えております。

② 企業統治の体制

イ．企業統治体制の概要

当社は監査役会を設置し、法的権限を有する監査役会が独立した立場から取締役の職務の執行を監査しており、この体制が経営の健全性を担保し、当社の持続的な発展に有効であると判断しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、組織のマネジメント全般の監査をとおしてコンプライアンス遵守の徹底を図っております。

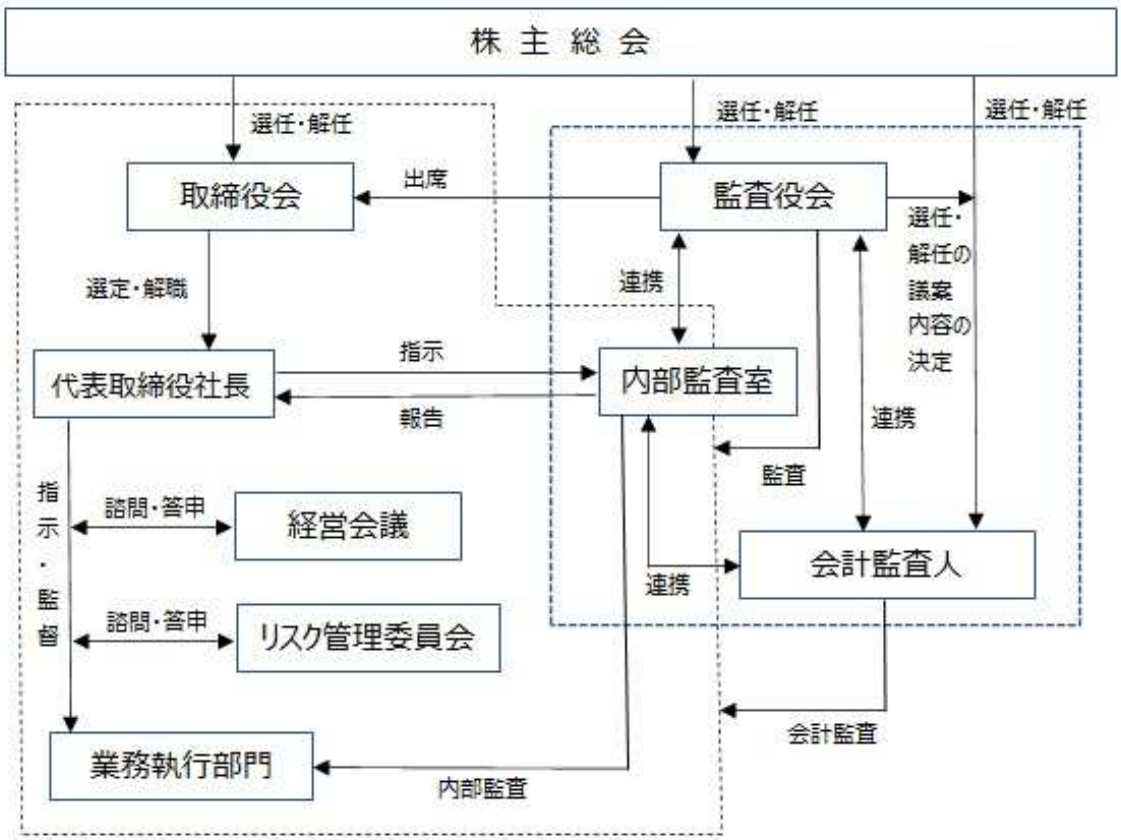

＜取締役・取締役会＞

取締役会は、代表取締役社長の吉村公孝を議長とし、高野竜介、佐藤倫大、田中裕輔、植松祐二（社外取締役）を含めた５名の取締役で構成され、原則として毎月１回開催しており、法的決議事項、経営方針及び会社の重要事項等についての意思決定を行うとともに、独任性のもと各監査役による取締役の業務執行の監視・監査を行っております。また、迅速かつ適切な対応を図るべく、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行っております。

＜監査役会・監査役＞

監査役会は、赤星慶輔（社外監査役）を議長とし、林義郎（社外監査役）、篠木良枝（社外監査役）の３名の監査役で構成され、原則として毎月１回開催しております。監査役は、毎事業年度の初めに作成される監査計画書に基づいて、会計監査及び業務監査を実施しております。

会計監査については、会計監査人と連携した上で、監査役会で定めた重点項目を中心に監査を実施しております。業務監査については、内部監査室と連携した上で、取締役の業務執行状況（競業避止、利益相反等のコンプライアンスに関する検証等を含む。）を対象に監査を実施しております。監査結果については、監査調書を作成するとともに、取締役会に出席して意見陳述を行う等、監査の実効性確保に努めております。

また、期末監査においては、監査報告書を作成の上、取締役会・株主総会に提出・報告しております。更に、監査役は、株主総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要に応じて監査報告書にて株主総会に報告しております。

＜経営会議＞

経営会議は、代表取締役社長の吉村公孝を議長とし、他の取締役４名（高野竜介、佐藤倫大、田中裕輔、植松祐二）、常勤監査役（赤星慶輔）、部長（エンジニアリング部長　大塚駿、IoT推進部長　中津尚毅、システム開発部長　遊佐武文、プロジェクト推進部長　中村勝隆、支店統括部長　加藤諒、人事総務部長　針生靖菜、経理財務部長　村田尚也）、内部監査室長（松下弘樹）が出席し毎月１回以上開催しております。経営会議では、各部門の執行案件に関する議論、重要事項について審議を行い、また各部門からの経営情報の報告を受けることにより、経営活動の効率化を図っております。なお経営会議に付議された議案のうち重要な案件については、取締役会に上程されております。

＜リスク管理委員会＞

当社では、リスク情報の収集及び分析並びに網羅的、包括的なリスク管理を行うため、代表取締役社長の吉村公孝を委員長とし、取締役（高野竜介、佐藤倫大、田中裕輔）、常勤監査役（赤星慶輔）、部長（エンジニアリング部長　大塚駿、IoT推進部長　中津尚毅、システム開発部長　遊佐武文、プロジェクト推進部長　中村勝隆、支店統括部長　加藤諒、人事総務部長　針生靖菜、経理財務部長　村田尚也）、内部監査室長（松下弘樹）で構成されるリスク管理委員会を設置し、原則として年４回開催しております。リスク管理委員会は、定期的に全社的なリスクの洗い出し、評価、検討について協議を行っております。

＜内部監査室＞

当社は代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、代表取締役社長の任命を受けた内部監査室長（松下弘樹）が、法令及び諸規程、並びに経営方針に準拠し効率的に運用されていることを検証、評価及び助言することにより、不正・誤謬の未然防止等を図り、経営効率の増進に努めております。なお、監査結果は代表取締役社長に報告し、被監査部門に対しては結果及び所見について講評するとともに、被監査部門の責任者からその改善処置、方針等の回答を求め、確認を行っております。

＜会計監査人＞

当社の会計監査業務としては、仰星監査法人と監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。会計監査の状況については「（３）　監査の状況　④ 会計監査の状況」に記載しております。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議しており、取締役は当基本方針に則り体制の整備と運用の徹底を図っております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ　取締役は業務の執行状況を取締役会に報告することにより、取締役会による取締役の業務の執行の監督を行う。

ⅱ　取締役会は、取締役会規程に従い会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。

ⅲ　代表取締役直轄に内部監査部門を設置し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査する。

ⅳ　取締役及び使用人が、職務を遂行するにあたり遵守すべきコンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、会社内部及び外部に通報窓口を設ける。

ⅴ　「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ　取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、「文書管理規程」ほか社内規程に則り適切に作成、保存、管理する。

ⅱ　「内部情報管理規程」及び「ISMS規程」を定め、情報の不正使用及び漏洩の防止を図る。

３．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ⅰ　当社は、代表取締役を「リスク管理最高責任者」と定めるとともに「リスク管理規程」を制定し、適切なリスクマネジメントを行う。

ⅱ　リスク管理委員会にてリスク管理における重要事項の決定及びリスク情報の共有化を図る。
ⅲ　事業における損失のリスクについて、経営会議にて管理する。
ⅳ　内部監査部門は、法令遵守及びリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会に報告するとともに、管理体制の見直しや課題の改善を図る。
ⅴ　当社は、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
ⅰ　取締役の職務の執行については、「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」にて、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
ⅱ　取締役会を毎月１回以上開催し、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
ⅲ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月１回以上開催する。

５．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
ⅰ　監査役は、監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することが出来る。
ⅱ　当該使用人は、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
ⅲ　監査役を補助する使用人について、人事考課については常勤監査役の報告を受け、人事異動については常勤監査役の承認を得るものとする。

６．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
ⅰ　監査役は、重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
ⅱ　取締役及び使用人は、著しい損害を与える行為、法令定款に違反する内容を発見した場合は、監査役に報告する。
ⅲ　前項の報告をしたことで、不利な取り扱いを受けないことを確保する。

７．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ⅰ　監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
ⅱ　内部監査部門は、安全管理を含めた法令遵守及びリスク管理の状況について、監査役と相互連携を行い監査役監査の実効性確保に努める。
ⅲ　当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用について、適切に支払う。

ハ．取締役及び監査役の定数
当社の取締役及び監査役は５名以内とする旨定款に定めております。

ニ．株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ホ．剰余金の配当等の決定機関

当社は株主への利益還元の機会を充実させるため、「当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当することができる。」旨を定款に定めております。

ヘ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ト．取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

チ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性7名　女性1名　（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	吉村　公孝	1972年10月19日生	1995年４月　株式会社阪南コーポレーション　入社 1996年９月　個人事業主 2000年７月　当社設立、代表取締役社長（現任） 2013年４月　ワイズマネージメント株式会社設立、代表取締役（現任） 2021年１月　一般社団法人EO Setouchi 会長就任（現任）	注１	1,385,000
取締役 経営管理本部長	高野　竜介	1979年10月９日生	2002年４月　株式会社アイデム入社 2006年４月　株式会社メタルソリューションプロバイダー入社 2009年９月　株式会社サイバーコネクション（現ベイシス株式会社）入社 2011年７月　当社執行役員 2013年９月　当社取締役　経営管理本部長（現任）	注１	－
取締役 事業推進本部長	佐藤　倫大	1985年11月30日生	2008年４月　株式会社サイバーコネクション（現ベイシス株式会社）入社 2011年５月　当社　仙台支店長 2014年６月　株式会社CCソリューション（現ベイシス株式会社）ネットワーク運用課長 2017年10月　ベイシス株式会社　プロジェクト推進部長 2019年10月　当社執行役員　事業推進本部長 2020年９月　当社取締役　事業推進本部長（現任）	注１	－
取締役 事業開発本部長	田中　裕輔	1979年10月13日生	1999年２月　株式会社サンロイヤル入社 2003年２月　株式会社三田ハウジング入社 2007年９月　株式会社エー・ディー・ワークス入社 2010年４月　スリープロ株式会社入社 2013年７月　Accuverエンジニアリング株式会社入社 2014年４月　ベイシスエンジニアリング株式会社（現ベイシス株式会社）入社 2015年７月　ベイシスソリューション株式会社（現ベイシス株式会社）エンジニアリング課長 2016年７月　ベイシスホールディングス株式会社（現ベイシス株式会社）スマートグリッドソリューション部長 2017年10月　当社エンジニアリング部長 2019年７月　当社事業開発部長 2019年10月　当社執行役員　事業開発本部長 2020年９月　当社取締役　事業開発本部長（現任）	注１	－
取締役	植松　祐二	1972年12月18日生	2000年10月　弁護士登録、田辺総合法律事務所入所 2011年１月　田辺総合法律事務所パートナー（現任） 2012年３月　日本ベリサイン株式会社社外監査役 2017年９月　当社取締役（現任）	注１	－
監査役 （常勤）	赤星　慶輔	1958年４月14日生	1983年４月　新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 2013年４月　同社理事 2014年10月　日本証券テクノロジー株式会社監査役 2015年６月　三津井証券株式会社社外監査役 2016年６月　みずほ証券プロパティマネジメント株式会社社外監査役 2018年９月　当社社外監査役（現任）	注３	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役 （非常勤）	林　義郎	1936年５月28日生	1959年４月　日本国有鉄道入社 1986年３月　日本テレコム株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社 1995年12月　株式会社東京デジタルホン（現ソフトバンク株式会社）代表取締役社長 2001年11月　Jーフォン株式会社（現ソフトバンク株式会社）代表取締役会長 2003年６月　株式会社CSK(現SCSK株式会社)社外取締役 2003年10月　ボーダフォン株式会社（現ソフトバンク株式会社）　執行役会長 2013年７月　ベイシスホールディングス株式会社（現ベイシス株式会社）社外監査役（現任）	注３	―
監査役 （非常勤）	篠木　良枝	1976年３月８日生	1999年４月　吹田市役所 入所 2003年10月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2017年１月　長谷川トラストグループ株式会社入社 2017年６月　株式会社サイバーエージェント・クラウドファンディング（現株式会社マクアケ）常勤監査役 2020年７月　株式会社HRBrain非常勤監査役（現任） 2020年９月　当社社外監査役（現任） 2020年12月　株式会社マクアケ　社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年４月　株式会社ライナフ非常勤監査役（現任）	注３	―
計					1,385,000

（注）１.取締役の任期は、2021年３月17日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年６月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
２.取締役植松祐二は社外取締役であります。
３.監査役の任期は、2021年３月17日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年６月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４.当社では、取締役会での一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、３名で、取締役兼経営管理本部長高野竜介、取締役兼事業推進本部長佐藤倫大、取締役兼事業開発本部長田中裕輔で構成されております。
５.代表取締役社長吉村公孝の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるワイズマネージメント株式会社が所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社はコーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役１名及び社外監査役３名を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監督機能の強化に努めております。

社外取締役の植松祐二は、弁護士として、法務、コンプライアンスに関する相当程度の知識を有しており、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断していることから選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の赤星慶輔は、大手証券会社において長年培ってきたキャリアや職業観、業務知識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。同氏と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の林義郎は、大手通信キャリアの経営に関与された豊富な知識と経験を当社監査体制の強化に活かすことができると判断していることから選任しております。同氏と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の篠木良枝は、現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場する企業において社外取締役（監査等委員）を務めております。また、公認会計士として相当程度の財務及び会計に関する知識を有しています。大手監査

法人在籍中に数多くの企業監査実績と経験があり、また、他社の社外監査役経験など監査全般についての豊富な知見を有しており、それらの専門的な見地と独立した立場で当社の監査業務の更なる充実に寄与して頂けると判断したことから選任しております。同氏と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関して、特段の基準や方針を定めておりませんが、独立性については株式会社東京証券取引所が定める基準を参考としており、一般株主と利益相反が生じる恐れの無い社外取締役又は社外監査役を選任しております。そのため、経営の独立性を確保していると認識しております。

③　社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、内部監査及び会計監査の状況並びに内部統制の状況についての報告を受けております。また、常勤監査役と定期的な意見交換を行うなど相互の連携を高めております。非常勤社外監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画等に基づき取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的に開催する監査役会において常勤監査役から内部監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した重要書類等の概要、内部統制の状況等についての報告を受けるなど、常勤監査役と十分な意思疎通を図っております。

また、常勤監査役並びに内部監査室は定期的に会計監査人から監査手続の概要や監査結果等について報告・説明を受け、連携強化に努めております。なお、常勤監査役は内部監査室とは必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

（３）【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、社外監査役３名からなる監査役会設置会社であります。監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることに加え、優れた人格とともに当社の経営監視を適確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものを選定しております。

監査役会では、法令・定款、監査計画及び「監査役監査基準」、「監査役会規程」に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、各監査役は定時及び臨時取締役会に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役会は、毎月１回の定期開催に加え、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時で監査役会を開催しております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互の監査計画の交換及びその説明・報告、年４回の定期面談の実施により、監査環境等当社固有の問題点の情報共有を行い監査の質的向上を図っております。

2020年６月期の監査役会は15回開催し、決議事項９件、報告事項23件でありました。2021年６月期の監査役会は2021年４月末現在16回開催し、決議事項19件、協議事項１件、報告事項23件であります。2021年６月期の主な決議事項は監査方針・計画の決定、監査役監査基準及び監査役会規程の改定、会計監査人選任議案の決定、協議事項は監査報酬の決定、報告事項は監査調書報告、取締役会議案説明などであります。いずれの期も監査役会における欠席はありません。

また当社は、2021年３月までは会計監査人設置会社ではなかったことから、2020年６期までは監査役が任意監査人である仰星監査法人の任意監査を参考に会計監査を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長が直轄する内部監査室（専任者１名）を設置し、内部監査計画に基づき監査役と連携し、本社及び各事業所の内部監査を実施しております。また、社内規程等の遵守状況、業務の有効性等、コンプライアンス体制の整備状況について独立・客観的な内部監査・評価を実施するとともに、改善等の指示を出し、代表取締役社長に対し内部監査の実施状況等の報告を行っております。

③ 内部監査、監査役会及び会計監査の相互連携

内部監査、監査役会及び会計監査人の監査対象範囲は重複する部分があるため、定期的な情報交換会等によって連携を図っております。それによって、計画のすり合わせやフォローアップ、作業分担の確認、調整等を行い、それぞれの監査業務における重複を避けて無駄をなくし、適切な監査業務の実施に努めております。

また、内部監査室、監査役及び会計監査人は年４回、意見交換と情報共有を目的に三様監査連絡会を開催し連携をとっております。

④ 会計監査の状況

イ．監査法人の名称

仰星監査法人

ロ．継続監査期間

３年

ハ．業務を執行した公認会計士

公認会計士　　神山　俊一　　原　伸夫

ニ．監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成　　公認会計士３名　　その他13名

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定については、当社の事業内容について十分な知識を有すること、品質管理体制が整備されていること、監査実施要領及び監査日数並びに監査費用が合理的かつ妥当であること等により総合的に判断しております。現会計監査人を選定した理由は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、当社の事業特性を踏まえて、同監査法人の監査実績及び監査費用が当社の事業規模に適していること、及び専門性、独立性並びに品質管理体制を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためです。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して、会計監査人が独立の立場を保持し適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けており、会計監査人の職務の遂行、並びに提出された監査結果報告書は適正であると評価しております。

⑤ 監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
12,000	－	14,000	－

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針として、監査日数、監査内容及び事業内容・規模等を勘案し、両社で協議のうえ報酬額を決定しております。

ニ．直近２事業年度等における監査公認会計士等の異動

該当事項はありません。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうか検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

（４）【役員の報酬等】

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	70	70	－	－	3
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－
社外役員	10	10	－	－	4

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額等が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬は、基本報酬のみで構成されております。

当社の取締役の報酬については、2008年５月16日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度年額200百万円の範囲内において、代表取締役社長が各取締役の職務・貢献度等を勘案して決定しております。また、監査役の報酬は、2013年６月21日開催の臨時株主総会において決議された報酬限度年額30百万円の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

各取締役の報酬等の額については、2020年９月に定めた「取締役の役員報酬に関する内規」に基づき算定しております。各取締役の職務の内容と責任、直近年度の評価、当社の経営状況等を勘案し、内規に定めた報酬の範囲内において、代表取締役社長が各取締役の報酬等の額を策定し、社外取締役及び社外監査役の意見を聴取したうえで決定しております。

また、最近事業年度における取締役の報酬額につきましては、各取締役の職務に応じて定められた目標達成状況の評価によって、代表取締役社長が決定しております。

（５）【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、前事業年度（2018年７月１日から2019年６月30日まで）及び当事業年度（2019年７月１日から2020年６月30日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、第３四半期会計期間（2021年１月１日から2021年３月31日まで）及び第３四半期累計期間（2020年７月１日から2021年３月31日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購買等を行っております。

1 【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年６月30日)	当事業年度 (2020年６月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	653,044	764,026
受取手形	－	900
売掛金	659,173	665,931
仕掛品	81,739	84,915
前払費用	20,865	15,232
その他	446	6,885
流動資産合計	1,415,269	1,537,891
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,139	16,096
減価償却累計額	△8,607	△9,590
建物（純額）	7,532	6,505
車両運搬具	543	－
減価償却累計額	△468	－
車両運搬具（純額）	74	－
工具、器具及び備品	11,010	9,357
減価償却累計額	△5,491	△5,810
工具、器具及び備品（純額）	5,519	3,547
有形固定資産合計	13,125	10,053
無形固定資産		
ソフトウエア	7,159	22,460
ソフトウエア仮勘定	1,162	4,864
その他	39	39
無形固定資産合計	8,361	27,363
投資その他の資産		
繰延税金資産	80,378	35,108
その他	76,520	85,717
投資その他の資産合計	156,899	120,826
固定資産合計	178,386	158,243
資産合計	1,593,656	1,696,135

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年６月30日）	当事業年度 （2020年６月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	62,853	136,013
短期借入金	※1,※3 500,000	※1,※3 500,000
1年内返済予定の長期借入金	※2,※3 60,000	※2,※3 60,000
未払金	38,843	21,978
未払費用	128,675	121,858
未払法人税等	2,464	2,464
預り金	23,334	9,710
賞与引当金	45,300	53,700
その他	6,256	54,497
流動負債合計	867,727	960,223
固定負債		
長期借入金	※2,※3 165,000	※2,※3 105,000
固定負債合計	165,000	105,000
負債合計	1,032,727	1,065,223
純資産の部		
株主資本		
資本金	93,470	93,470
資本剰余金		
資本準備金	44,270	44,270
資本剰余金合計	44,270	44,270
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	423,188	493,172
利益剰余金合計	423,188	493,172
株主資本合計	560,928	630,912
純資産合計	560,928	630,912
負債純資産合計	1,593,656	1,696,135

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 (2021年３月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	460,138
受取手形及び売掛金	1,064,235
仕掛品	185,929
前払費用	23,020
その他	1,561
流動資産合計	1,734,884
固定資産	
有形固定資産	
建物	16,096
減価償却累計額	△9,963
建物（純額）	6,133
工具、器具及び備品	9,357
減価償却累計額	△6,723
工具、器具及び備品（純額）	2,634
有形固定資産合計	8,767
無形固定資産	
ソフトウエア	36,046
ソフトウエア仮勘定	9,818
その他	39
無形固定資産合計	45,904
投資その他の資産	
繰延税金資産	35,108
その他	94,503
投資その他の資産合計	129,611
固定資産合計	184,283
資産合計	1,919,167

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （2021年３月31日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	276,111
短期借入金	※1 300,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 60,000
未払金	31,325
未払費用	142,666
未払法人税等	98,336
賞与引当金	29,650
預り金	20,406
その他	52,981
流動負債合計	1,011,476
固定負債	
長期借入金	※2 60,000
固定負債合計	60,000
負債合計	1,071,476
純資産の部	
株主資本	
資本金	93,470
資本剰余金	44,270
利益剰余金	709,950
株主資本合計	847,690
純資産合計	847,690
負債純資産合計	1,919,167

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
売上高	3,092,659	3,263,020
売上原価	2,022,495	2,292,827
売上総利益	1,070,163	970,193
販売費及び一般管理費	※1 961,315	※1 846,290
営業利益	108,848	123,902
営業外収益		
受取利息	7	4
助成金収入	－	570
受取損害賠償金	182	－
その他	520	190
営業外収益合計	709	764
営業外費用		
支払利息	8,119	6,954
その他	0	106
営業外費用合計	8,119	7,061
経常利益	101,438	117,606
特別利益		
固定資産売却益	－	※2 113
特別利益合計	－	113
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,521	－
特別損失合計	1,521	－
税引前当期純利益	99,916	117,719
法人税、住民税及び事業税	2,465	2,465
法人税等調整額	35,835	45,270
法人税等合計	38,300	47,735
当期純利益	61,616	69,983

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）		当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費	※1	828,762	40.8	1,054,212	45.4
Ⅱ　経費		1,203,557	59.2	1,267,907	54.6
当期総製造費用		2,032,319	100.0	2,322,119	100.0
期首仕掛品たな卸高		73,078		81,739	
合計		2,105,397		2,403,859	
期末仕掛品たな卸高	※2	81,739		84,915	
他勘定振替高		1,162		26,117	
売上原価		2,022,495		2,292,827	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別法による実際原価計算であります。

（注）　※１．主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
外注費（千円）	1,169,092	1,225,970
消耗品費（千円）	34,385	41,936

※２．主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
ソフトウエア仮勘定（千円）	1,162	26,117
合計（千円）	1,162	26,117

【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自2020年７月１日 至2021年３月31日）
売上高	3,461,975
売上原価	2,481,072
売上総利益	980,903
販売費及び一般管理費	664,600
営業利益	316,302
営業外収益	
受取利息	3
助成金収入	2,463
支援金収入	1,060
その他	117
営業外収益合計	3,644
営業外費用	
支払利息	4,832
営業外費用合計	4,832
経常利益	315,115
税引前四半期純利益	315,115
法人税等	98,336
四半期純利益	216,778

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	93,470	44,270	44,270	361,572	361,572	499,312	499,312
当期変動額							
当期純利益	－	－	－	61,616	61,616	61,616	61,616
当期変動額合計	－	－	－	61,616	61,616	61,616	61,616
当期末残高	93,470	44,270	44,270	423,188	423,188	560,928	560,928

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	93,470	44,270	44,270	423,188	423,188	560,928	560,928
当期変動額							
当期純利益	―	―	―	69,983	69,983	69,983	69,983
当期変動額合計	―	―	―	69,983	69,983	69,983	69,983
当期末残高	93,470	44,270	44,270	493,172	493,172	630,912	630,912

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	99,916	117,719
減価償却費	11,212	10,180
固定資産除却損	1,521	－
固定資産売却益	－	△113
賞与引当金の増減額（△は減少）	45,300	8,400
受取利息	△7	△4
支払利息	8,119	6,954
売上債権の増減額（△は増加）	417,971	△7,658
たな卸資産の増減額（△は増加）	△8,136	△3,175
仕入債務の増減額（△は減少）	△82,055	73,160
未払金の増減額（△は減少）	△9,961	△16,864
未払費用の増減額（△は減少）	△2,531	△6,561
その他の資産の増減額（△は増加）	31,316	△945
その他の負債の増減額（△は減少）	△94,019	34,616
小計	418,646	215,709
利息の受取額	6	3
利息の支払額	△7,891	△7,210
法人税等の還付額	11,065	－
法人税等の支払額	△1,789	△2,464
営業活動によるキャッシュ・フロー	420,037	206,037
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期積金の預入による支出	△12,000	－
定期積金の払戻による収入	40,002	－
有形固定資産の取得による支出	△6,341	－
有形固定資産の売却による収入	－	125
無形固定資産の取得による支出	△1,162	△26,117
敷金及び保証金の差入による支出	△240	△81
敷金及び保証金の解約による収入	707	1,032
保険積立金の積立による支出	△10,013	△10,013
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,953	△35,055
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△200,000	－
長期借入金の返済による支出	△60,000	△60,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△260,000	△60,000
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	170,990	110,982
現金及び現金同等物の期首残高	482,054	653,044
現金及び現金同等物の期末残高	※ 653,044	※ 764,026

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～15年
車両運搬具	４年
工具、器具及び備品	６～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～15年
工具、器具及び備品	６～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月31日　企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月31日　企業会計基準委員会）

(1)　概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)　適用予定日

2022年６月期の期首から適用します。

(3)　当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）
・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月31日　企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月31日　企業会計基準委員会）

(1)　概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)　適用予定日

2022年６月期の期首から適用します。

(3)　当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１　コミット型シンジケートローン

当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとした取引先金融機関４行とコミット型シンジケートローン契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2019年６月30日）	当事業年度 （2020年６月30日）
シンジケートローン契約総額	900,000千円	900,000千円
借入実行残高	500,000	500,000
差額	400,000	400,000

※２　シンジケートローン

当社は、長期借入金及び１年内返済予定の長期借入金について,株式会社みずほ銀行をアレンジャーとした取引先金融機関３行とシンジケートローン契約を締結しております。

この契約に基づく借入残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2019年６月30日）	当事業年度 （2020年６月30日）
１年内返済予定の長期借入金	60,000千円	60,000千円
長期借入金	165,000	105,000
合計	225,000	165,000

※３　財務制限条項

前事業年度（2019年６月30日）

(1)　当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、株式会社みずほ銀行をはじめとする取引先金融機関４行とコミット型シンジケート契約（コミットメント期間2019年３月30日～2020年３月29日）を2018年３月27日付で締結し、財務制限条項が付されております。

①2019年６月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

②2019年６月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年６月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(2)　当社は、長期借入金について、株式会社みずほ銀行をはじめとする取引先金融機関３行とシンジケートローン契約を締結し、財務制限条項が付されております。

①2019年６月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

②2019年６月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年６月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

当事業年度（2020年６月30日）

(1)　当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、株式会社みずほ銀行をはじめとする取引先金融機関４行とコミット型シンジケート契約（コミットメント期間2020年３月30日～2021年３月29日）を2018年３月27日付で締結し、財務制限条項が付されております。

①2020年６月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

②2020年６月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年６月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(2)　当社は、長期借入金について、株式会社みずほ銀行をはじめとする取引先金融機関３行とシンジケートローン契約を締結し、財務制限条項が付されております。

①2020年６月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

②2020年６月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年６月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度60％、当事業年度53％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40％、当事業年度47％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
役員報酬	91,197千円	81,487千円
給料及び賞与	409,936	324,068
減価償却費	11,212	10,180
賞与引当金繰入額	11,100	11,050

※２　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
工具、器具及び備品	－千円	113千円
計	－	113

※３　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
ソフトウエア	1,521千円	－千円
計	1,521	－

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	31,242	－	－	31,242
合計	31,242	－	－	31,242
自己株式	－	－	－	－
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	31,242	－	－	31,242
合計	31,242	－	－	31,242
自己株式	－	－	－	－
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
現金及び預金勘定	653,044千円	764,026千円
預入期間が３ケ月を超える定期預金	－	－
現金及び現金同等物	653,044	764,026

（金融商品関係）

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、定期預金を中心とした短期運用を基本としております。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されていますが、当該リスクについては、与信管理規程に基づき、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認することでリスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金ともに、主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、毎月、返済予定表を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングすることで、リスクの低減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	653,044	653,044	－
（２）売掛金	659,173	659,173	－
資産計	1,312,218	1,312,218	－
（１）買掛金	62,853	62,853	－
（２）未払金	38,843	38,843	－
（３）未払法人税等	2,464	2,464	－
（４）短期借入金	500,000	500,000	－
（５）長期借入金（※）	225,000	225,000	－
負債計	829,160	829,160	－

※長期借入金は１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（１）買掛金、（２）未払金、（３）未払法人税等、（４）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく変動していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注）２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	653,044	－	－	－
売掛金	659,173	－	－	－
合計	1,312,218	－	－	－

（注）３．短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	500,000	－	－	－	－	－
長期借入金	60,000	60,000	60,000	45,000	－	－
合計	560,000	60,000	60,000	45,000	－	－

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、定期預金を中心とした短期運用を基本としております。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクにさらされていますが、当該リスクについては、与信管理規程に基づき、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認することでリスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金ともに、主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、毎月、返済予定表を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングすることで、リスクの低減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	764,026	764,026	－
（２）受取手形	900	900	－
（３）売掛金	665,931	665,931	－
資産計	1,430,858	1,430,858	－
（１）買掛金	136,013	136,013	－
（２）未払金	21,978	21,978	－
（３）未払法人税等	2,464	2,464	－
（４）短期借入金	500,000	500,000	－
（５）長期借入金（※）	165,000	165,000	－
負債計	825,456	825,456	－

※長期借入金は１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）受取手形、（３）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（１）買掛金、（２）未払金、（３）未払法人税等、（４）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく変動していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注）２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	764,026	－	－	－
受取手形	900	－	－	－
売掛金	665,931	－	－	－
合計	1,430,858	－	－	－

（注）３．短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	500,000	－	－	－	－	－
長期借入金	60,000	60,000	45,000	－	－	－
合計	560,000	60,000	45,000	－	－	－

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	－

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社従業員　27名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　103,500株
付与日	2018年7月14日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	自　2020年７月15日 至　2025年７月14日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2021年３月17日付株式分割（普通株式１株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第３回新株予約権
権利確定前　（株）	
前事業年度末	－
付与	103,500
失効	13,500
権利確定	－
未確定残	90,000
権利確定後　（株）	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

（注） 2021年３月17日付株式分割（普通株式１株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第３回新株予約権
権利行使価格　（円）	240
行使時平均株価　（円）	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－

（注） 2021年３月17日付株式分割（普通株式１株につき50株の割合）による分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額　18,433千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	－

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　２名 当社従業員　　27名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　103,500株
付与日	2018年7月14日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	自　2020年７月15日 至　2025年７月14日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2021年３月17日付株式分割（普通株式１株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年６月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第３回新株予約権
権利確定前　（株）	
前事業年度末	90,000
付与	－
失効	11,000
権利確定	－
未確定残	79,000
権利確定後　（株）	－
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

（注） 2021年３月17日付株式分割（普通株式１株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第３回新株予約権
権利行使価格　（円）	240
行使時平均株価　（円）	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－

（注） 2021年３月17日付株式分割（普通株式１株につき50株の割合）による分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額　18,708千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

（税効果会計関係）

前事業年度（2019年６月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2019年６月30日）
繰延税金資産	
賞与引当金	15,669 千円
税務上の繰越欠損金（注）	63,662
敷金（資産除去債務）	3,287
未払事業所税	890
その他	156
繰延税金資産小計	83,666
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	－
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,287
評価性引当額	△3,287
繰延税金資産合計	80,378
繰延税金負債	－
繰延税金資産の純額	80,378

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金※	42,577	21,084	－	－	－	－	63,662
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	42,577	21,084	－	－	－	－	63,662

※　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2019年６月30日）
法定実効税率	34.59%
（調整）	
住民税均等割	2.47
その他	1.27
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.33

当事業年度（2020年６月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2020年６月30日）
繰延税金資産	
賞与引当金	16,442 千円
税務上の繰越欠損金（注）	17,840
敷金（資産除去債務）	2,909
未払事業所税	825
繰延税金資産小計	38,018
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	－
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,909
評価性引当額	△2,909
繰延税金資産合計	35,108
繰延税金負債	－
繰延税金資産の純額	35,108

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金※	17,840	－	－	－	－	－	17,840
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	17,840	－	－	－	－	－	17,840

※　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2020年６月30日）
法定実効税率	34.59%
（調整）	
住民税均等割	2.09
税率変更による影響額	3.87
その他	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.55

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

当社は、本社等事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

当社は、本社等事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

当社は「インフラテック事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

当社は「インフラテック事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	1,110,706	インフラテック事業
東京電力パワーグリッド株式会社	736,377	インフラテック事業

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	1,440,690	インフラテック事業
楽天モバイル株式会社	348,226	インフラテック事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	吉村　公孝	－	－	当社代表取締役社長	（被所有） 直接32.6 間接56.0	債務被保証	当社の金融機関借入に対する債務被保証（注２）	725,000	－	－
						債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証（注３）	8,411	－	－
						債務被保証	当社のリース契約に対する債務被保証（注４）	10,817	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．当社の金融機関借入に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の借入残額を記載しております。

３．当社の本社建物の賃貸契約に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の賃借料の支払額を記載しております。

４．当社のリース契約に係る債務保証を受けております。なお、担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の賃借料の支払額を記載しております。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	吉村　公孝	－	－	当社代表取締役社長	（被所有） 直接32.6 間接56.0	債務被保証	当社の金融機関借入に対する債務被保証（注２）	665,000	－	－
						債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証（注３）	8,556	－	－
						債務被保証	当社のリース契約に対する債務被保証（注４）	3,601	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．当社の金融機関借入に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の借入残額を記載しております。

３．当社の本社建物の賃貸契約に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の賃借料の支払額を記載しております。

４．当社のリース契約に係る債務保証を受けております。なお、担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の賃借料の支払額を記載しております。

（１株当たり情報）

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

	当事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）
１株当たり純資産額	359.09円
１株当たり当期純利益	39.44円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2021年２月12日開催の当社取締役会決議に基づき、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　2018年７月１日 至　2019年６月30日）
当期純利益（千円）	61,616
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	61,616
普通株式の期中平均株式数（株）	1,562,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類（新株予約権の数1,800個） なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
１株当たり純資産額	403.89円
１株当たり当期純利益	44.80円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2021年２月12日開催の当社取締役会決議に基づき、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　2019年７月１日 至　2020年６月30日）
当期純利益（千円）	69,983
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	69,983
普通株式の期中平均株式数（株）	1,562,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類（新株予約権の数1,580個） なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）

（株式の分割及び単元株制度の導入）

当社は、2021年２月12日開催の取締役会決議により、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行うとともに、2021年３月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用いたしました。

（１）株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、１株につき50株の割合をもって株式分割を実施いたしました。また、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を１単元とする単元株制度を採用いたしました。

（２）株式分割の概要

①　分割の方法

2021年３月16日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式１株につき50株の割合をもって分割いたしました。

②　分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	31,242株
今回の分割により増加する株式数	1,530,858株
株式分割後の発行済株式総数	1,562,100株
株式分割後の発行可能株式総数	6,248,400株

（３）　株式分割の効力発生日

2021年３月17日を効力発生日としております。

（４）　単元株制度の採用

2021年３月17日を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式を100株といたしました。

（５）　１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第３四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（四半期貸借対照表関係）

※１　コミット型シンジケートローン

当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとした取引先金融機関４行とコミット型シンジケートローン契約を締結しております。借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第３四半期会計期間 （2021年３月31日）
シンジケートローン契約総額	900,000千円
借入実行残高	300,000
差額	600,000

※２　シンジケートローン

当社は、長期借入金及び１年内返済予定の長期借入金について、株式会社みずほ銀行をアレジャーとした取引先金融機関３行とシンジケートローン契約を締結しております。

この契約に基づく借入残高は次のとおりであります。

	当第３四半期会計期間 （2021年３月31日）
１年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	60,000
合計	120,000

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費は次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自2020年７月１日 至2021年３月31日）
減価償却費	5,779千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第３四半期累計期間（自　2020年７月１日　至　2021年３月31日）

当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自2020年７月１日 至2021年３月31日）
１株当たり四半期純利益	138.77円
（算定上の基礎）	
四半期純利益（千円）	216,778
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益（千円）	216,778
普通株式の期中平均株式数（株）	1,562,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１.潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２.当社は、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり四半期純利益を算定しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	16,139	－	43	16,096	9,590	1.026	6,505
車両運搬具	543	－	543	－	－	68	－
工具、器具及び備品	11,010	－	1,652	9,357	5,810	1,971	3,547
有形固定資産計	27,693	－	2,239	25,454	15,400	3,065	10,053
無形固定資産							
ソフトウエア	7,159	22,415	7,114	22,460	－	7,114	22,460
ソフトウエア仮勘定	1,162	26,117	22,415	4,864	－	－	4,864
電話加入権	39	－	－	39	－	－	39
無形固定資産計	8,361	48,532	29,529	27,363	－	7,114	27,363

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア　ソフトウエア仮勘定から完成品振替　22,415千円

ソフトウエア仮勘定　自社利用ソフトウエア開発　26,117千円

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品　スペクトラムアナライザー売却　1,613千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	500,000	500,000	0.87	－
１年以内に返済予定の長期借入金	60,000	60,000	1.07	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	165,000	105,000	1.07	2023年3月27日
合計	725,000	665,000	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	60,000	45,000	－	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	45,300	53,700	45,300	－	53,700

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	57
預金	
普通預金	763,969
小計	763,969
合計	764,026

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
大崎電気工業株式会社	900
合計	900

期日別内訳

期日	金額（千円）
2020年７月	300
８月	－
９月	600
合計	900

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ソフトバンク株式会社	453,867
楽天モバイル株式会社	61,512
NECネッツエスアイ株式会社	19,371
SBエンジニアリング株式会社	15,976
日本瓦斯株式会社	11,987
その他	103,215
合計	665,931

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
659,173	3,575,927	3,569,169	665,931	84.3	68

（注）　当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ．仕掛品

品目	金額（千円）
プロジェクト仕掛	84,915
合計	84,915

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社GB　TRUST	12,092
株式会社坂本電設	6,919
株式会社ボールド	6,604
株式会社GOOYA	6,010
ジェイシーテクノロジー株式会社	5,949
その他	98,436
合計	136,013

ロ．未払費用

相手先	金額（千円）
給与	105,844
法定福利費	14,759
その他	1,254
合計	121,858

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年７月１日から翌年６月30日まで
定時株主総会	毎年９月
基準日	毎年６月30日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	12月31日 ６月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１．	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社　全国各支店 みずほ証券株式会社　　本店、全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り（注）２．	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社　全国各支店（注）１． みずほ証券株式会社　　本店、全国各支店（注）１．
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。（https://basis-corp.jp/ir/） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取扱います。

３．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めてあります。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第１【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2019年 ６月28日	吉村　公孝	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10名）	ワイズマネージメント株式会社 代表取締役 吉村　公孝	東京都世田谷区深沢二丁目１番２－1404号	特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名）	11,500	126,051,500 （10,961）	資産管理会社へ移動

（注）１．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（2018年７月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」に記載することとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
(2) 当社の大株主上位10名
(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格は、相続税法上の評価額（純資産価額方式）を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

５．2021年２月12日開催の取締役会決議により、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び価格（単価）は株式分割前の数値を記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2018年７月14日
種類	第３回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	普通株式2,070株
発行価格	11,959円（注）３．
資本組入額	5,980円
発行価額の総額	24,755,130円
資本組入額の総額	12,378,600円
発行方法	2018年６月27日開催の臨時定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－

（注）１．　第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

（１）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（２）新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

（３）当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、2020年６月30日であります。

２．　同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．　発行価格は、財産評価基本通達に準じた純資産方式の単独法により算定された価格であります。

４．　新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	11,959円
行使期間	自　2020年７月15日から 至　2025年７月14日まで
行使の条件	「第一部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況　①　ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況　①　ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

５．　2021年２月12日開催の取締役会決議により、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込総額」は、当該株式の分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込総額」を記載しております。

２【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
和田　健士	東京都品川区	会社役員	150	1,793,850 (11,959)	特別利害関係者等 （当社の取締役）
高野　竜介	東京都練馬区	会社役員	150	1,793,850 (11,959)	特別利害関係者等 （当社の取締役）
遊佐　武文	東京都江東区	会社員	110	1,315,490 (11,959)	当社の従業員
田中　裕輔	東京都世田谷区	会社員	100	1,195,900 (11,959)	当社の従業員
松下　弘樹	東京都世田谷区	会社員	100	1,195,900 (11,959)	当社の従業員
佐藤　倫大	埼玉県朝霞市	会社員	90	1,076,310 (11,959)	当社の従業員
山下　淳史	神奈川県川崎市中原区	会社員	80	956,720 (11,959)	当社の従業員
鈴木　隼土	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	80	956,720 (11,959)	当社の従業員
島野　祥一	大阪府堺市堺区	会社員	70	837,130 (11,959)	当社の従業員
宮本　宗治	広島県広島市中区	会社員	70	837,130 (11,959)	当社の従業員
大塚　駿	宮城県仙台市宮城野区	会社員	70	837,130 (11,959)	当社の従業員
土田　謙志	山梨県甲斐市	会社員	60	717,540 (11,959)	当社の従業員
中津　尚毅	神奈川県川崎市川崎区	会社員	60	717,540 (11,959)	当社の従業員
中村　勝隆	東京都台東区	会社員	60	717,540 (11,959)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
加藤　諒	神奈川県川崎市宮前区	会社員	60	717,540 (11,959)	当社の従業員
針生　靖菜	神奈川県川崎市多摩区	会社員	60	717,540 (11,959)	当社の従業員
谷口　真司	香川県香川市	会社員	30	358,770 (11,959)	当社の従業員
彦野　誠	宮城県仙台市泉区	会社員	30	358,770 (11,959)	当社の従業員
中谷　康宏	東京都練馬区	会社員	30	358,770 (11,959)	当社の従業員
西川　彩	神奈川県川崎市宮前区	会社員	30	358,770 (11,959)	当社の従業員
木村　周	神奈川県鎌倉市	会社員	30	358,770 (11,959)	当社の従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
２．和田健士は2019年9月27日付で当社取締役を任期満了で退任いたしました。
３．田中裕輔及び佐藤倫大は2020年９月29日付で当社取締役に就任いたしました。
４．2021年２月12日開催の取締役会決議により、2021年３月17日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式の分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
ワイズマネージメント株式会社（注）２．３．	東京都世田谷区深沢二丁目１番２－1404号	875,000	53.42
吉村　公孝（注）１．３	東京都世田谷区	510,000	31.13
ベイシスグループ従業員持株会（注）３．	東京都品川区北品川一丁目９番２号	115,000	7.02
Accuver株式会社（注）３．	東京都港区虎ノ門四丁目１番１号	55,000	3.36
和田　健士（注）６．	埼玉県富士見市	7,500 (7,500)	0.46 (0.46)
高野　竜介（注）４．	東京都練馬区	7,500 (7,500)	0.46 (0.46)
三菱ＵＦＪキャピタル４号投資事業有限責任組合（注）３．	東京都中央区日本橋二丁目３番４号日本橋プラザビル	7,100	0.43
遊佐　武文（注）５．	東京都江東区	5,500 (5,500)	0.34 (0.34)
田中　裕輔（注）４．	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.31 (0.31)
松下　弘樹（注）５．	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.31 (0.31)
佐藤　倫大（注）４．	埼玉県朝霞市	4,500 (4,500)	0.27 (0.27)
山下　淳史（注）５．	神奈川県川崎市中原区	4,000 (4,000)	0.24 (0.24)
鈴木　隼土（注）５．	神奈川県横浜市戸塚区	4,000 (4,000)	0.24 (0.24)
島野　祥一（注）５．	大阪府堺市堺区	3,500 (3,500)	0.21 (0.21)
宮本　宗治（注）５．	広島県広島市西区	3,500 (3,500)	0.21 (0.21)
大塚　駿（注）５．	宮城県仙台市宮城野区	3,500 (3,500)	0.21 (0.21)
土田　謙志（注）５．	神奈川県川崎市宮前区	3,000 (3,000)	0.18 (0.18)
中津　尚毅（注）５．	埼玉県川口市	3,000 (3,000)	0.18 (0.18)
中村　勝隆（注）５．	東京都台東区	3,000 (3,000)	0.18 (0.18)
加藤　諒（注）５．	神奈川県藤沢市	3,000 (3,000)	0.18 (0.18)
針生　靖菜（注）５．	神奈川県川崎市高津区	3,000 (3,000)	0.18 (0.18)
谷口　真司（注）５．	東京都品川区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
彦野　誠（注）５．	宮城県仙台市泉区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
中谷　康宏（注）５．	東京都練馬区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
西川　彩（注）５．	神奈川県川崎市宮前区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
木村　周（注）５．	神奈川県鎌倉市	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
計	―	1,638,100 (76,000)	100.0 (4.64)

（注）１．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
２．特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
３．特別利害関係者等（大株主上位10名）
４．特別利害関係者等（当社の取締役）
５．当社従業員
６．当社の取締役でありましたが、2019年９月27日付で、任期満了に伴い退任しております。
７．（　）内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
８．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

ベイシス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　仲山俊

指定社員
業務執行社員　公認会計士　原伸夫

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているベイシス株式会社の2018年７月１日から2019年６月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイシス株式会社の2019年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

ベイシス株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　神山俊一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　原仲夫

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているベイシス株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイシス株式会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明

の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月10日

ベイシス株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　神山俊一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　原伸夫

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているベイシス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年7月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ベイシス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる

監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上